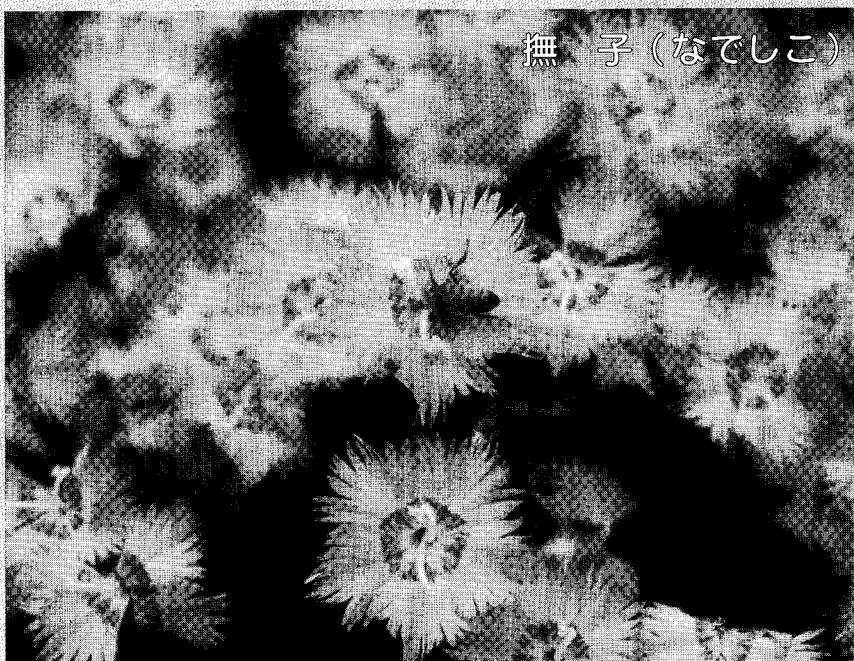


## 第1章

# 介護家庭の生活の 援助と管理



花ことば 思慕

## オリエンテーション

家族は社会の中で最小の自然発的に成立した基礎集団であり、自然集団である。

家庭は家族員の心身機能の安定と幸せの実現を目指す第1次的な福祉追求の集団であるといわれている。

家庭は人間が人間らしく生きるためのかけがえのない基本的機能を持続することは不変である。しかし、社会経済体制の変化や家族の質・量的構成の変化などにより、家庭機能も社会化が進展している。

高齢者や障害者がなんらかの理由で、日常生活にだれかの援助が必要になった時、従来であれば、家族や親戚などが助けあってきた。しかし、そのような援助は限界にきており、また、家族がいても、家族自身、高齢化が進んでいたり、家族が仕事を持っているため、昼間独居であったり、心身になんらかの障害をもっている家庭もふえている。

援助を必要とする数の増加と共に、その内容も多様化しており、重度化、長期化が進んでいるなかで、日常生活を成り立たせていくには、基礎的な知識を基にした専門的な能力が必要となってくる。

このような状況に対応するため、「介護家庭の生活の援助と管理」では、家庭を理解し、だれもが、どこでも、必要な時に、円滑な日常生活が送れるように必要な部分を手助けできる知識・技能を身につけておきたい。

# 第1節 家族と家庭生活

## 学習のポイント

- ・家庭の機能を理解し、よりよい家庭生活が営めるようにする。
- ・家庭経済について学び、合理的・計画的に家計の管理ができるようにする。

## 1 家族と家庭生活

「家族とは夫婦を中心とし、親子、兄弟などの近親者を構成員とする血縁的小集団である。」と規定される。基本的には①同一居住、②同一生計、③同一家族意識をもつ。

人間は家族を形成し、その小集団を基盤として「人として生きていくための活動」を行っている。この基本的単位的な生活体を家庭としてとらえる。

家庭では家族を母体に常に衣・食・住等の生活が生活資材や金銭・空間・時間を媒体として、出生から死に至るまで生涯にわたって連続的に生活という人の活動が行われており、これが家庭生活である。

## 2 家庭の機能

家庭は家族員の個人的欲求をみたす対個人的機能と、社会の基礎的単位として営む対社会的機能の二つの側面を持っている。対個人的機能は家庭をとりまく社会環境から影響を受け、反対に社会に働きかけて影響を及ぼすという相互作用関係をもっている。

日本における家庭の機能の考え方は、時代や地域によって違っており、「家」を中心とした考え方から、社会の急激な変化や個々人の価値観の多様化等から家族員それぞれがよりよく生きる自己実現にむけて家庭の機能にも大きな変化がおこっている。核家族化、構成の変化、女性の社会進出等により、本来、家庭の中で行われてきた、生活保持機能が社会化されている。家庭とは、無償の愛情と信頼で結ばれた生活共同体であり、家庭のもつ機能の重要性を認識する必要がある。その上で、自己実現にむけて、社会化された機能を有効に組み合せ利用していく能力をやしないたい。

表1-1 現代における家庭の機能

(対個人的)		(対社会的)	
I 基本的欲求の充足機能	→	I 人間社会の維持継承的機能	
生命の維持（食・住・衣）		人間社会の維持	
{ 生活エネルギーの再生産		労働力の再生産	
性的充足		性的統制・安定	
生殖・生命（人間）の再生産		種族保存・社会成員の再生産	
II 経済的安定機能	→	II 人間社会の経済的機能	
生産と消費（生活）		社会分業への参加	
共産と共有		人材、労働力・資本の提供	
生活保障（扶養）		生活保障、公共福祉への貢献	
III 人間形成的機能	→	III 人間社会の向上発展的機能	
1. 精神的安定作用		1. 社会の安定化	
{ 家族意識、人間性回復		{ 民主的な社会	
{ パーソナリティの安定		{ 社会秩序の安寧	
自己実現			
2. 教育的作用		2. 文化的伝承・発展	
{ 育児・子供の社会適応化		{ 社会道徳の維持	
{ 徳性涵養・文化の伝達		{ 地域社会文化の伝承	
3. 老人・病弱者の保護		3. 福祉社会への発展	
IV 家庭生活文化の創造的機能	→	IV 文化的創造・社会の進歩発展的機能	

資料：介護課程士養成講座 家政学概論 中央法規

### 3 家庭経済

家庭生活を営むために、大多数の家庭では、ありあまるお金を使えるわけではなく、その収入の範囲内で、合理的・計画的に運用して豊かな生活活動を行っていく必要がある。

#### 収 入

実収入（純財産高を増す結果となる収入）

経常収入（給料、賃金）

特別収入（ボーナス、相続財産、受贈など）

実収入以外の収入（財産高を増す結果とならない収入）

土地、家屋の売却代、預金の引き出し金、借入金

（現在では給料の銀行振込みが多くなっているので、その給料の範囲内の預金引き出しは、  
経常収入である。）

#### 支 出

実支出（純財産高を減少させる支出）

消費支出（生活費、冠婚葬祭費等）

非消費支出（税金、社会保険料等）

実支出以外の支出（形式上の支出で財産高は減少しない）

預金、保険掛け金、有価証券の買い入れ、借入金返済、予備費、財産購入、月賦払い等）

#### 家計の管理

現在の家庭生活を維持し、しかも、将来の計画、老後・生活等のための預金など、実収入の可処分所得の内でまかなわれるようになることが望ましい。可処分所得とは、所得か

ら税金や社会保険料など非消費支出を差し引いた所得である。

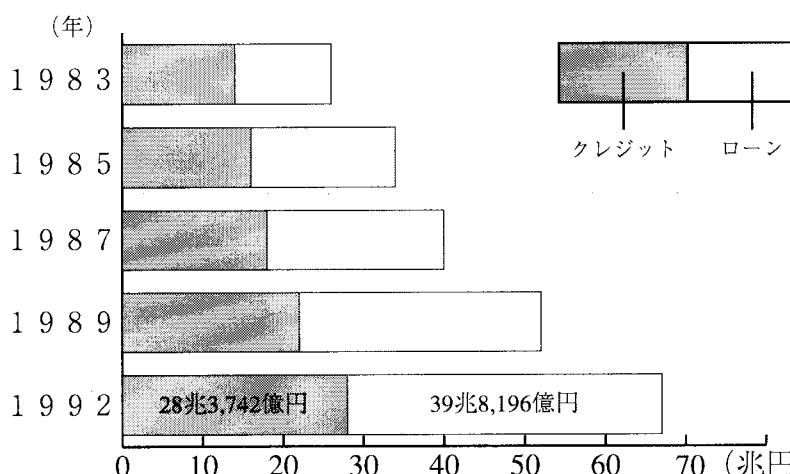
近年、給与や年金等の銀行振込、公共料金等の自動振替やローン・クレジットなど、キャッシュレス取引きが増加している。とりわけ、クレジットカードの普及がめざましい。その場で現金を必要としないので、多重債務や自己破産が社会問題化してきている。このようなことが起こらないように、家計の管理を十分に行っていく。

人生は順風満帆に暮らせるとは限らず、往々として不測の事態や経済社会の変化の影響を強く受ける。それに対しても適切な対応が出来るようにしておきたい。

また勤労者世帯であるならば、安定して勤められたとしても現在では、60歳定年が多く、定年後の年間総所得は退職前の1/3~1/2程度に減少する。退職後も就業機会に恵まれたり、子供と同居ができ、生活費の心配がない。このような高齢者は現実にはひとりにぎりにすぎず、多くの場合、公的年金を中心に暮らしている。

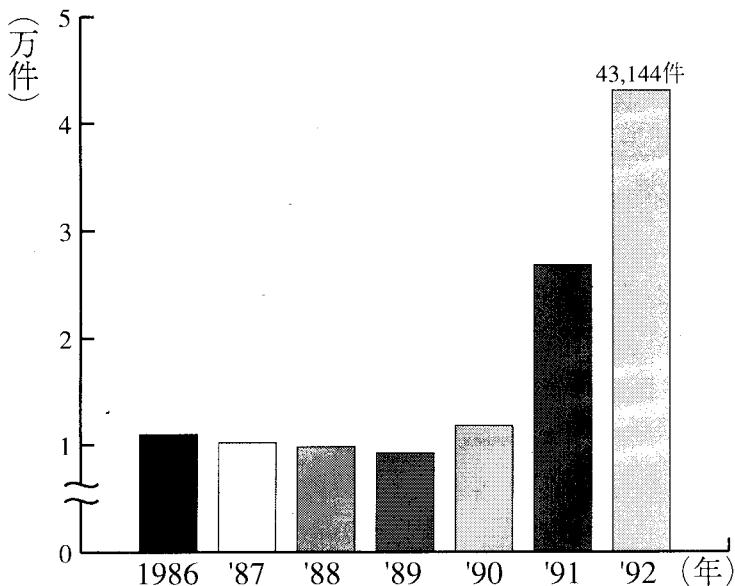
後期高齢者の増加や、障害者への社会的な対応も、さまざまな福祉行政を展開してきている。しかし、それにすべてたよることなく自助努力をしたうえで、それでも困難な場合は、福祉行政によって保護されるべきである。何年か先には、その時が来ることを計画し、経済的安定が図れるように、長期経済計画をたて、実行していく必要がある。

表1-2 クレジットとローンの普及状況



資料：日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計」

表1-3 多重債務と自己破産



資料：最高裁判所「司法統計年報」

多重債務者とは、複数のクレジット会社に対し、債務（借金を返すべき義務）の返済不能におちいった人のことである。クレジットカードの乱用により、債務を返済できない人が、自ら裁判所に破産を申し立てることを自己破産といい、この数がふえてきている。

表1-4 クレジットのメリット・デメリット

メリット	デメリット
・使用価値の先取り 必要なものを必要なときに手に入れられる。	・不要不急のものを買ってしまうおそれがある。 業者にとっては販売促進となる。
・月々の支出の標準化 月ごとの収入の枠にしばられない。	・多重債務のおそれがある。 支払いきれない買い物をしてしまう。
・簡単で安全な返済	・金利の負担

資料：図説家庭科資料集 実教出版

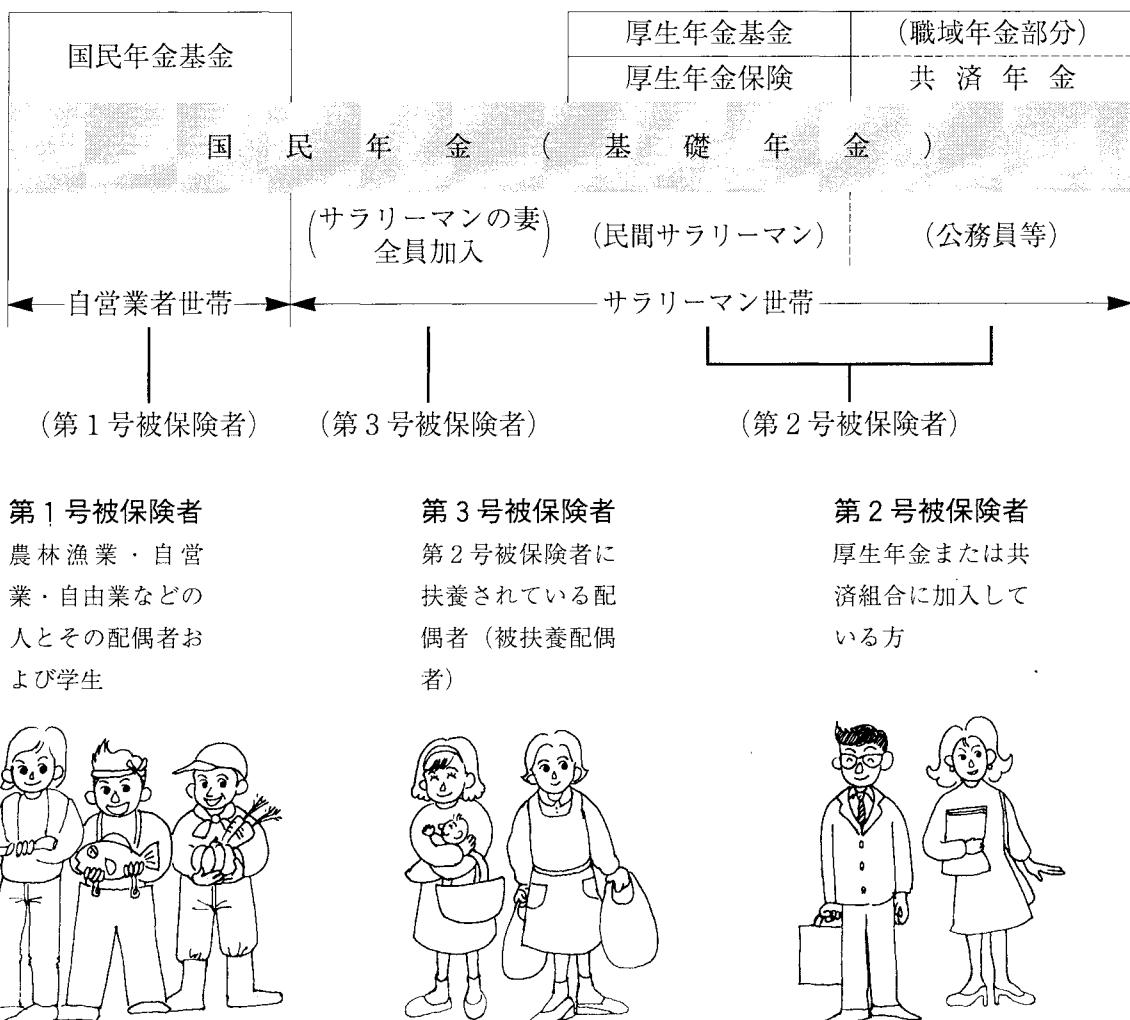
### 年金保険のしくみ

日本の公的年金制度は、全国民が加入し、基礎年金を給付する国民年金と、それに上乗せして報酬比例の年金を支給する被雇用者の厚生年金および共済年金からなる。平成3年度からは20歳以上の学生の国民年金への強制加入が義務づけられた。

現金給付には、老齢年金・障害年金・遺族年金がある。

平成9年1月より、サービスの向上と届出の簡素化をするために、基礎年金番号になり、この番号は加入制度が変わっても、変わらない。

図1-1 年金保険のしくみ



資料：年金保険パンフレット

家  
計

項目 月日	収入				④ 税金等	⑤ 食物					⑥ 住居	光熱
	① 所 得	(うち) 現 物	② 貯蓄引出	③ 借 入		① 主 食	②副食・ 調味料等	③ し 好 品	④ 給食・ 外 食 等	計		
1 ( )												
2 ( )												
3 ( )												
4 ( )												
5 ( )												
6 ( )												
7 ( )												
8 ( )												
9 ( )												
10 ( )												
11 ( )												
12 ( )												
13 ( )												
14 ( )												
15 ( )												
16 ( )												
17 ( )												
18 ( )												
19 ( )												
20 ( )												
21 ( )												
22 ( )												
23 ( )												
24 ( )												
25 ( )												
26 ( )												
27 ( )												
28 ( )												
29 ( )												
30 ( )												
31 ( )												



## 第2節 家族型態と要介護家庭

### 学習のポイント

- ・家族構成の変化とその要因を学び、今後の家族のあり方を考える。
- ・地域社会の中の高齢者に関する制度を理解する。

### 1 現代の家族構成

家族構成には、家族がどのような続柄から成り立っているかという質的構成と、家族員が何人かという量的構成の2側面がある。

まず、質的構成の変化をみると「夫婦とそれに基づく子供（未婚の子）」という基本的、原型的な「核家族」、現実形態は夫婦のみ、父子のみ、母子のみを含むのが核家族、単身者世帯が増加しており、直系家族の割合が減少している。特に1960年以降に減少が著しい。それに変わって著しく増加したのは、核家族のうちでも夫婦のみの家庭と単身者世帯である。

単身者世帯では20歳代の青年層や65歳以上の高齢者が多くなっている。

また、量的構成では1960年頃から大きく変化した。それまではほぼ一定して5人であった。しかしその後、大人数の世帯が減少し1人2人の少人数の世帯が急増した。もう一つの理由は子供の数の減少であり、一生に1組の夫婦が生む子供の数は1.5人である。

上記の様な傾向は世帯構成の単純化と世帯規模の縮小化が進んだことを示している。

夫婦のみの家庭の高齢化、高齢者の独り暮らし、夫婦共働きの家庭の増加等は個別の世帯や家族だけでは、家庭生活が不安定になることを意味している。

今後の家族のあり方を考えながら、家庭の生活を家族だけでなく地域、社会で支えていく基盤をいかに整備していくかが、これからの課題である。

#### (1) 世帯の種類、構成の変化

表1-5 世帯の種類 類型別世帯数および1世帯当たり人員など

世帯の種類と類型		世帯数 (千)	世帯人員 (千人)	親族人員 (千人)	1世帯当たり 親族人員(人)	世帯数の 構成比	総人口を100.0とした世帯人員の 割合
総 数		38,133	121,008			100.0	
一般 世 帯	総数	37,980	119,334	119,088	3.14	99.6	
	普通世帯	36,478	117,832	117,586	3.22	95.7	
	親族世帯	30,013	111,285	111,120	3.70	78.7	91.9
	核家族世帯	22,804	74,574	74,466	3.27	59.8	61.6
	他の親族世帯	7,209	36,711	36,654	5.08	18.9	30.3
	非親族世帯	73	154	73	1.00	0.2	0.1
	単独世帯	6,393	6,393	6,393	1.00	16.8	5.3
	準世帯の単身者	1,502	1,502	1,502	1.00	3.9	1.2
準世帯	施設等の世帯	122	1,674			0.3	1.4
不祥		31				0.1	

注) 1985年の総人口は121,048千人

資料: 総務省「国勢調査」1985

表1-6 普通世帯および一般世帯の構成の変化

		普通世帯									一般世帯
		1920年	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1985年
総 数 (千世帯)		(11,122)		(17,398)	(19,571)	(23,117)	(27,071)	(31,271)	(34,106)	(36,478)	(37,980)
総 数			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
親 核 家族 世 帯	総 数	54.3		59.6	60.2	62.5	63.5	63.9	63.3	62.5	60.0
	夫婦のみの世帯	11.5		6.8	8.3	9.8	11.0	12.4	13.1	14.3	13.7
	夫婦と子どもからなる世帯	38.3		43.1	43.4	45.4	46.1	45.7	44.2	41.6	40.0
	男親と子どもからなる世帯	4.5		1.6	1.2	1.0	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9
	女親と子どもからなる世帯			8.1	7.3	6.3	5.5	5.0	5.1	5.6	5.4
族 世 帯 その他の親族世帯	総数			36.5	34.7	29.3	25.4	22.3	20.7	19.8	19.0
	夫婦と両親からなる世帯		約31	1.3	0.5	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.5
	夫婦と片親からなる世帯			1.3	0.8	0.8	0.9	1.1	1.2	1.3	1.3
	夫婦、子どもと両親からなる世帯			8.6	8.6	7.8	4.6	4.7	5.1	5.2	5.0
	夫婦、子どもと片親からなる世帯			12.63	12.4	11.7	9.0	8.0	7.7	7.2	6.9
	夫婦と他の親族(親、子どもを含まない)からなる世帯					0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)からなる世帯					2.2	1.7	1.0	1.0	0.9	
	夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)からなる世帯					8.6	0.9	0.7	0.5	0.4	0.4
	夫婦、子ども、親と他の親族からなる世帯					4.4	3.1	2.5	2.1	2.0	
	他に分類されない親族世帯					2.4	2.1	1.8	1.8	1.7	
非親族世帯				0.5	0.4	0.3	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2
単独世帯		6.6		3.4	4.7	7.9	10.8	13.6	15.8	17.5	20.8
1世帯当たり人員(人)		5.02	4.97	4.97	4.56	4.05	3.69	3.45	3.33	3.23	3.14
1世帯当たり親族人員(人)		4.50	4.89	4.84	4.7	3.99	3.66	3.44	3.33	3.22	3.14
親族世帯における世帯主 との続柄別構成指數	世帯主	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0	100.0		
	配偶者	79.79	77.76			78.79	77.72	76.69	88.59		
	子(その配偶者を含む)	201.16	266.76			170.86	147.20	132.30	148.86		
	孫(その配偶者を含む)	24.24				20.89	16.71	13.69	15.91		
	父母	26.39	25.28			18.74	16.48	16.20	18.53		
	祖父母	1.48				0.65	0.62	0.40	0.42		
	兄弟姉妹	11.88		18.89		6.80	4.39	3.02	2.80		
	その他の親族	5.05				1.95	2.05	1.26	1.01		

注) 1920年の世帯構成比は、湯沢雍彦「家族関係学」、P26、光生館(1969)による、「1世帯当たり人員(人)」から下欄は、人口問題審議会ほか編「日本の人口・日本の家族」東洋経済新報社(1988)より転載、1955年と1960年、1965年は1%抽出集計結果により沖縄県を含まずには夫婦の兄弟姉妹がいる世帯を含む。

資料: 総務庁「国勢調査」

## (2) 世帯類型の状況

下の表からもわかるように、年々、ひとりぐらしの率が高くなっている。高齢者のひとりぐらしが多くなり、また、高齢者のみの夫婦の率が高くなっている。

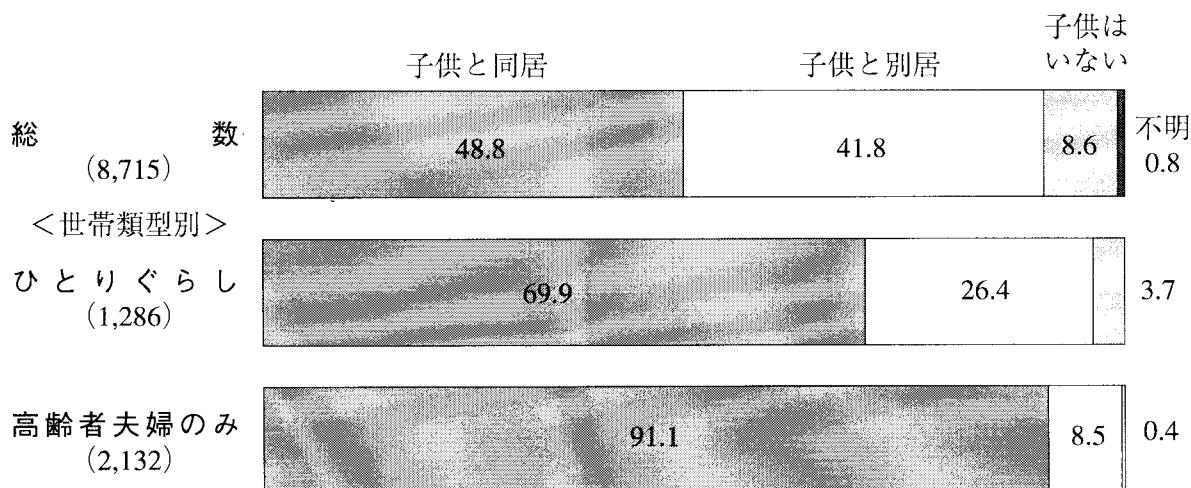
しかし、この表からでは、その原因まではわからず、どんなに年をとっても住み慣れた所でひとりでくらしたいと思っている人、夫婦ふたりだけで生活をしたいと思っている人達もたくさんいるはずである。

表1-7 世帯類型

	総数	高齢者のみの世帯	ひとりぐらし	高齢者夫婦のみ	その他の世帯	高齢者のみでない世帯	夫婦のみ	高齢者者のない夫婦	高齢者のある夫婦	高齢者と配偶者	のない子と孫	高齢者と配偶者	のある子と孫	その他
平2調査	100.0 (8,715)	140.8	14.8	24.5	1.5	59.2	7.9	19.9	4.5	1.7	22.0	3.2		
60年調査	100.0 (4,484)	32.9	12.4	19.7	0.8	67.1	8.1	21.3	3.8	2.1	29.9	1.9		

資料：東京都高齢者福祉施策の概要'95

表1-8 子供との同別居



資料：東京都高齢者福祉施策の概要'95

## 2 要介護者のいる家族

## (1) 高齢者の世話の状況

高齢になると障害がある、ないにかかわらず、日常生活の中の調理、洗濯、掃除、買物等の家事はお手伝いはほとんどの人が必要になって来ることがこの表からもうかがえる。では、その家事等の世話をだれがしているのか。

表からわかるように同居の家族である。その家族の中で81.7%（88.7）というように、圧倒的に女性であり、特に妻に次いで嫁がみている率が高い。同居をしている高

齢者の場合は、みてくれる人がいるが、現在の状況として、年々ひとりぐらし、高齢者のみの夫婦の率が高くなっている傾向にある。

表1-9 世話の有無 (上位項目・複数回答)

	総 数	世も らつ て し い て る	食あ 事と の片 づけ	掃除 や洗 濯	日 常の 買 物	外出 の付 添 い	着替 えの手 伝 い	入浴 の世 話	清 拭	医 療等 への 行政連 絡	財 産 管 理	話 し相 手に なる	世 話 を し い な い	不 明
総 数	100.0 (8,715)	36.2 [100.0]	90.3	87.4	85.8	19.0	8.0	9.6	4.8	15.2	18.0	13.8	61.3	2.5
要介護高齢者	100.0 ( 549)	90.7 [100.0]	88.0	88.9	90.0	65.3	48.4	57.8	30.1	53.4	59.4	42.6	9.1	0.2
軽い障害のある高齢者	100.0 (1,573)	47.3 [100.0]	82.5	82.1	83.6	29.7	1.1	1.1	—	17.3	21.2	11.6	51.0	1.7
障害のない高齢者	100.0 (8,715)	36.2 [100.0]	90.3	87.4	85.8	19.0	8.0	9.6	4.8	15.2	18.0	13.8	61.3	2.5

資料：東京都高齢者福祉施策の概要'95

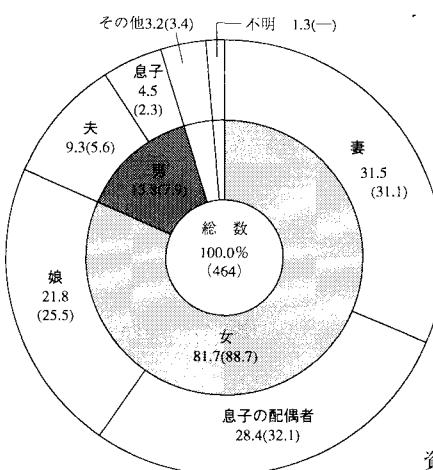
表1-10 主に世話をしている人

	総 数	世 帯 員	世 帯 員 以 外 の	親 族	ホ ーム ヘル パ ー	訪 問 看 護 婦	家 政 婦 や お 手 伝 い さ ん	近 所 の 人 や ボ ラン ティ ア	そ の 他	不 明
総 数	100.0 (3,157)	92.1	3.5	1.3	0.0	1.6	0.3	0.3	0.9	—
要介護高齢者	100.0 ( 498)	88.8	4.4	2.4	0.2	2.8	1.0	0.4	—	—
軽い障害のある高齢者	100.0 ( 744)	88.7	6.0	1.9	—	1.6	0.7	0.3	0.8	—
障害のない高齢者	100.0 (1,914)	94.4	2.2	0.7	—	1.3	0.1	0.3	1.1	—

(注) 世帯員…住居をともにしている者。下宿人、家事使用人は含まない。

資料：東京都高齢者福祉施策の概要'95

表1-11 介護者（親族）の状況（主にしている人）



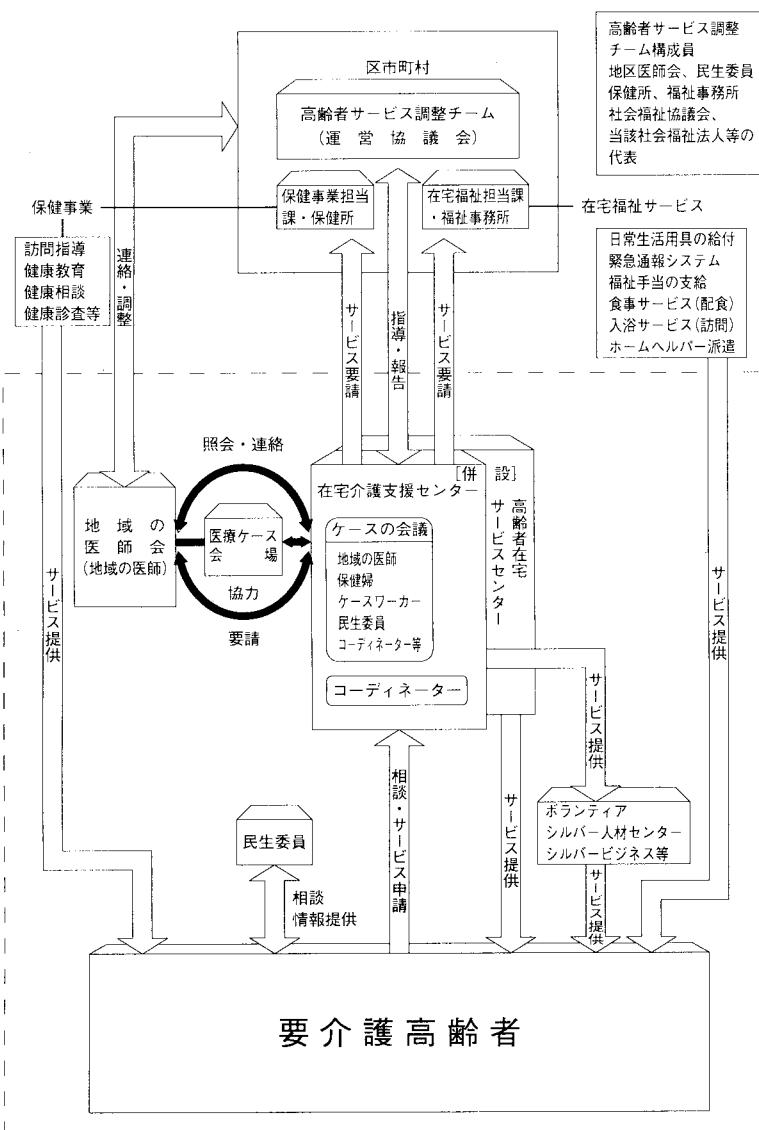
資料：東京都高齢者福祉施策の概要'95

そこで、在宅で高齢者のひとりぐらし、あるいは高齢者夫婦の家庭では、世話をしてくれる人が必要となる。また、同居家族がいる場合でも、家族の負担軽減のために、種々の福祉サービスが必要となってくる。

ノーマライゼーションの思想が普及し、施設収容福祉から在宅福祉へと移行した。社会保障制度や高齢者の介護システムの整備も進められているが、高齢者自身も、また、要介護高齢者のいる家族も、介護疲れ等のために家庭が破壊されることのないように、ますますの整備が望まれる。

どのような状況になっても、住み慣れた我が家・地域で暮らしつづけていけるように、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられるよう調整を行う在宅介護支援センターがある。対象は、おおむね65歳以上の人であって、在宅での介護を必要とする者または家族等である。

図1-3 在宅介護支援センターのはたらき  
(高齢者在宅サービスセンターに併設の場合のモデル)



資料：社会福祉の手引き'96

### 全国と東京都の比較

65歳以上の高齢者は全国に比べ低いが、ひとりぐらしの高齢者が3.16%も高く、ねたきり等の高齢者では倍以上の3.62%という比率である。痴呆性高齢者については全国とあまり差がないことがわかる。

表1-11 ひとりぐらし高齢者、ねたきり等の高齢者、痴呆性高齢者の推計（在宅）

	全 国		東 京 都	
	人 員	比 率	人 員	比 率
65歳以上人口	17,540千人	14.2%	1,487千人	12.82%
ひとりぐらし高齢者	2,110	12.0	225	15.16
ねたきり等の高齢者	316	1.8	54	3.62
痴呆性高齢者	842	4.8	59	4.0

資料：全 国…人口：厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」（平成6年）

ひとりぐらし高齢者、ねたきり等の高齢者の比率：厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」（平成4、6年）

痴呆性高齢者の比率：厚生省「地方老人保健福祉計画研究班痴呆性老人調査・ニーズ部会報告」

東京都…人口「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成7年1月1日）」

ひとりぐらし高齢者、ねたきり等の高齢者の比率：「社会福祉基礎調査（平成2年度）」

痴呆性高齢者の比率：「高齢者の生活実態及び健康に関する調査（昭和62年度）」

(注) ねたきり等の高齢者の定義

全 国：要介護者のうち「全く寝たきり」「ほとんど寝たきり」とを合わせたもの

（平成3年10月に厚生省が策定した「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」判定基準に準拠）：「国民生活基礎調査」による定義

東京都：「ねたきり高齢者（『まったくのねたきり』、『ねたきり』、『ほとんどねたきり』）」「ねたきりに近い高齢者（『寝たり、起きたり』、『起きては来るがあまり動かない』）」に該当する者

### （2）高齢者に関する制度

高齢者と生活をしている、または、ホームヘルパーなどで関わる時に知っておきたい制度を、ここでは高齢者を対象に行われている。東京都の制度を中心にして現在どのような事業が行われているかをあげておく。

区市町村によっては独自に事業を実施したり、都の事業を拡大したり、あるいは事業を実施していないものもある。

各事業別に対象者の条件により、利用料等も0円から100%利用者が負担するものまである。

表1-12 手当等一覧

## 手 当

区分		対象	月額(円)
老人福祉手当	65~69歳所得基準超	ねたきりの状態	30,000
	65~69歳所得基準以下	タ	45,000
	70歳以上	タ	55,000
重度心身障害者手当		常時複雑な介護を要する重度障害者	60,000
心身障害者福祉手当		身体1・2級者、愛の手帳1~3度者など	15,500
児童育成手当	育成手当	ひとり親家庭で児童を扶養している者	13,500
	障害手当	身体1・2級児などを扶養している者	15,500
福祉手当	特別障害者手当	重度の重複障害者	
	障害児福祉手当	重度の障害児	
児童扶養手当	全部支給	ひとり親家庭の母などで一定の所得以内	41,390
	一部支給	タ	27,690
特別児童扶養手当	1級	重度の障害児の父母など	50,350
	2級	中度の障害児の父母など	33,530
児童手当	1人・2人口1人当たり	3歳未満児の養育者など	5,000
	3人以上1人当たり	タ	10,000

## 国民年金

区分		対象	月額(円)
老齢福祉年金	全部支給	年金発足時高齢者又は保険料納付期間が短いため旧法老齢年金を受けられない者で一定の所得基準以下の者など	33,533
	一部支給	タ	26,175
障害基礎年金	1級	1級の障害者など	81,825
	2級	2級の障害者など	65,458
遺族基礎年金		被保険者が死亡した時に子のある妻又は子	84,292

## 各種手当、年金支給例（月額：円）

老人	老人福祉手当(最低) + 老齢福祉年金(全額) = 63,533
	老人福祉手当(最高) + 老齢福祉年金(全額) = 88,533
障害者	重度心身障害者手当 + 心身障害者福祉手当 + 障害基礎年金1級 + 特別障害者手当 = 183,555
	心身障害者福祉手当 + 障害基礎年金2級 = 80,958
障害児	重度心身障害者手当 + 児童育成手当 + 障害手当 + 障害児福祉手当 + 特別児童扶養手当1級 = 140,120
	児童育成手当 + 障害手当 + 特別児童扶養手当2級 = 49,030
母子	児童育成手当 + 障害手当 + 遺族基礎年金 = 97,792
	児童育成手当 + 障害手当 + 児童扶養手当(全部) = 54,890

資料：社会福祉の手引き'96  
平成8年5月1日現在

## (3) 福祉サービスの利用意向

福祉サービス全体をみてみると本人も家族も利用したいと思っている。高齢者本人と家族のねたきり高齢者の項では全体としてはあまり変わりはないが給食サービスと訪問看護では、2倍以上の差がある。また、障害のない高齢者の項では、高齢者本人よりも、家族が利用したいという意向が強い。これは、何を意味するのか、やはり家庭で限られた人数で介護をすることの大変さを表しているのではないかと思われる。

表1-1-3 福祉サービスの利用意向

## 高齢者本人

	総数	利用したい	緊急通報ス	ホヘルパム	給食ス	シヨテイト等	入浴ス	具の給付用等	訪問看護	往サビ診ス	利用したいくい
ねたきり高齢者	100.0 ( 7)	85.7	28.6	42.9	42.9	42.9	57.1	14.3	71.4	42.9	14.3
ねたきりに近い高齢者	100.0 ( 46)	58.7	28.3	39.1	23.9	17.4	28.3	15.2	39.1	32.6	41.3
比較的重い障害のある高齢者	100.0 ( 88)	63.6	35.2	37.5	28.4	21.6	30.7	17.0	33.0	33.0	36.4
軽い障害のある高齢者	100.0 ( 870)	54.0	29.9	34.6	27.9	21.7	29.1	21.7	30.5	31.7	46.0
障害のない高齢者	100.0 (4,437)	54.7	31.1	34.3	27.8	22.8	29.0	21.3	32.9	34.4	45.3

## 家 族

	総数	利用したい	緊急通報ス	ホヘルパム	給食ス	シヨテイト等	入浴ス	具の給付用等	訪問看護	往サビ診ス	利用したいくい
ねたきり高齢者	100.0 ( 116)	81.0	16.4	28.4	19.0	35.3	50.9	20.7	38.8	36.2	19.0
ねたきりに近い高齢者	100.0 ( 147)	76.2	19.0	32.0	18.4	36.1	41.5	25.2	27.9	36.1	23.8
比較的重い障害のある高齢者	100.0 ( 143)	69.2	20.3	36.4	22.4	28.0	37.8	22.4	39.2	35.0	30.8
軽い障害のある高齢者	100.0 ( 702)	67.0	30.8	37.3	25.4	29.2	37.2	23.2	34.8	39.2	33.0
障害のない高齢者	100.0 (2,126)	63.6	30.3	37.2	25.8	28.7	35.9	23.4	36.5	39.9	36.4

資料：東京都高齢者福祉施策の概要'95

表1－14 東京都における高齢者事業一覧（参考）

○高齢者の相談	老人性白内障に伴う特殊眼鏡等の助成 看護料差額の助成 養育院の高齢者専門病院 養育院の板橋ナーシングホーム (ハーフウェイハウス)
在宅介護支援センター	
東京いきいきらいふ推進センター	
高齢者緊急相談センター	
高齢者相談コーナー	
○手当・日常生活の援助	東村山ナーシングホーム (リハビリテーション介護棟)
老人福祉手当	
高齢者ホームヘルプサービス	東京都老人総合研究所
高齢者在宅サービスセンター	特例許可老人病棟
ショートステイ（高齢者短期入所）	療養型病床群
介護ビデオの貸出	○しごと・社会活動
痴呆性高齢者デイホーム	東京都高年齢者就業センター
在宅高齢者等日常生活支援事業	東京都高年齢者就業相談所
（寝具乾燥消毒サービス事業）	高年齢者職業相談室
日常生活用具の給付等	高齢者の雇用促進
高齢者緊急通報システム	シルバー人材センター
福祉電話	授産場
友愛訪問員	東京いきいきらいふ推進センター
○住 宅	老人クラブ
シルバービア（高齢者集合住宅）事業	敬老金
高齢者民間アパート借上げ事業	シルバーパス
高齢者住宅改造費助成	老人福祉センター
高齢者世帯住み替え家賃助成事業	ことぶき教室
○健 康	○老人ホーム
老人保健法による事業	養護老人ホーム
医療75 保健事業76	特別養護老人ホーム
◆老人保健施設	特別介護棟
老人訪問看護ステーション	軽費老人ホーム
老人医療費の助成	有料老人ホーム

表1-15 ひとりぐらし高齢者（65歳以上）主な対象事業

事業名	事業名
<b>相談の窓口</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所</li> <li>・東京いきいきらいふ推進センター</li> <li>・高齢者緊急相談センター</li> <li>・高齢者相談コーナー</li> <li>・老人福祉センター</li> <li>・民生委員・児童委員</li> </ul>	<b>日常生活援助</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者緊急通報システム</li> <li>・福祉電話</li> <li>・友愛訪問員</li> <li>・在宅高齢者等日常生活支援事業 (寝具乾燥消毒サービス事業)</li> <li>・日常生活用具の給付等</li> </ul>
<b>住 宅</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバービア(高齢者集合住宅)事業</li> <li>・高齢者民間アパート借り上げ事業</li> <li>・高齢者住宅改造費助成</li> <li>・高齢者世帯住み替え家賃助成事業</li> <li>・都営住宅入居者の募集</li> <li>・増築・改修・修繕資金融資のあっせん</li> </ul>	<b>施 設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>
<b>仕 事</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授産場</li> </ul>	<b>医 療</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人医療費の助成</li> </ul>
	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ</li> <li>・シルバーパス（70歳以上）</li> <li>・都立公園の無料入場等</li> </ul>

表1-15-(2) 痴呆性高齢者（65歳以上）のいる世帯 主な対象事業

事業名	事業名
<b>相談の窓口</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所</li> <li>・在宅介護支援センター</li> <li>・東京いきいきらいふ推進センター</li> <li>・高齢者緊急相談センター</li> <li>・高齢者相談コーナー</li> <li>・民生委員・児童委員</li> <li>・東京知的障害者・痴呆性高齢者権利擁護センター</li> </ul>	<b>手 当</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉手当</li> </ul>
<b>日常生活援助</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者ホームヘルプサービス</li> <li>・高齢者在宅サービスセンター</li> <li>・ショートステイ（高齢者短期入所）</li> <li>・介護ビデオの貸出</li> <li>・痴呆性高齢者デイホーム</li> <li>・日常生活用具の給付等</li> </ul>	<b>住 宅</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住宅改造費助成</li> <li>・増築・改修・修繕資金融資のあっせん</li> </ul>
<b>施 設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・特別介護棟</li> </ul>	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金</li> </ul>
<b>医 療</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人医療費の助成</li> </ul>	

資料：社会福祉の手引き'95

表1-15-(3) ねたきり高齢者(65歳以上)のいる世帯 主な対象事業

事業名	事業名
相談の窓口 ・福祉事務所 ・在宅介護支援センター ・東京いきいきらいふ推進センター ・高齢者緊急相談センター ・高齢者相談コーナー ・民生委員・児童委員	手 当 ・老人福祉手当
日常生活援助 ・高齢者ホームヘルプサービス ・高齢者在宅サービスセンター ・ショートステイ(高齢者短期入所) ・介護ビデオの貸出 ・在宅高齢者等日常生活支援事業 (寝具乾燥消毒サービス事業) ・日常生活用具の給付等	住 宅 ・高齢者住宅改造費助成 ・増築・改修・修繕資金融資のあっせん
施 設 ・特別養護老人ホーム ・特別介護棟	医 療 ・老人保健法による事業〔訪問診査・訪問指導〕 (いずれも40歳以上が対象) ・老人医療費の助成 ・老人保健施設 ・老人訪問看護ステーション
その他 ・生活福祉資金	

資料：社会福祉の手引き'95

いろいろある事業の中の一つとして、日常生活用具の給付等について、対象・種類・費用・所得制限をあげておく。

#### 日常生活用具の給付等

**対 象** おおむね65歳以上の(1)ねたきり高齢者(2)ひとりぐらし高齢者(3)高齢者だけの世帯(4)痴呆性高齢者であって徘徊を伴う者の属する世帯の世帯主で日常生活用具の給付等が必要と認められるもの。ただし、(2)および(3)のものは種類⑥⑦⑧⑩のみ給付。(4)のものは、⑯のみ給付

**種 類** ①特殊寝台②マットレス③腰掛便座(便器)④エアーパッド⑤特殊尿器⑥自動消火装置⑦火災警報器⑧電磁調理器⑨入浴担架⑩ガス安全システム⑪体位変換器⑫車いす⑬入浴補助用具⑭難燃性寝具⑮洗髪器⑯空気清浄器⑰痴呆性高齢者徘徊感知機器⑲ベッド用テーブル⑳歩行器⑳介護用リフト21移動用バー22歩行支援用具23安全杖24スロープ

(①⑨⑰については、給付またはレンタル。⑫⑯⑳についてはレンタル。その他は給付)

**費 用** 所得に応じて、別表のとおり負担

**申込み** 福祉事務所または区市町村の高齢福祉担当課へ(福祉局高齢福祉部福祉課在宅サービス調整担当係)

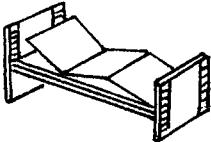
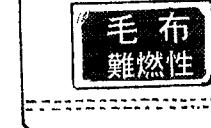
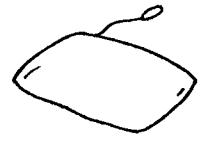
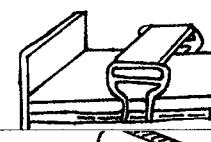
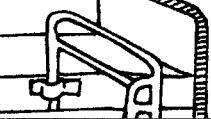
表1-16 高齢者日常生活用具給付等事業、高齢者緊急通報システム事業（8年7月改訂）

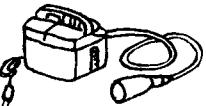
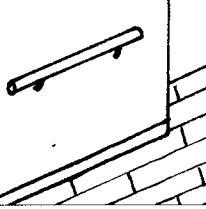
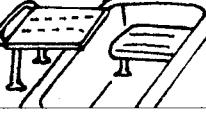
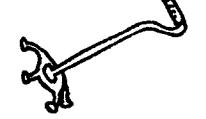
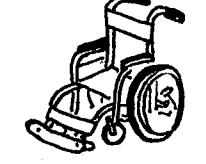
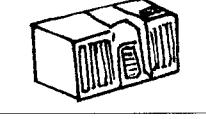
階層	所 得 基 準 額		利 用 者 負 担 率
	0人（扶養親族数）	1人以上（々）	
I	189万5000円以下		0円
II	189万5001円～259万6000円		全額の20%
III	259万6001円～383万4000円	左欄の額に1人につき 38万円を加算した額	全額の60%
IV	383万4001円～467万9000円		全額の60%
V	467万9001円～571万6000円		全額の80%
VI	571万6001円以上		100%（全額）

- (注) 1. 所得基準額は、世帯の生計中心者の収入額から必要経費（給与所得の場合は給与所得控除）を差し引いた額
2. 所得税法に規定する老人扶養親族、老人控除対象配偶者があるときは、当該老人扶養親族等1人につき10万円を加算した額、特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき15万円を加算した額

資料：社会福祉の手引き'95

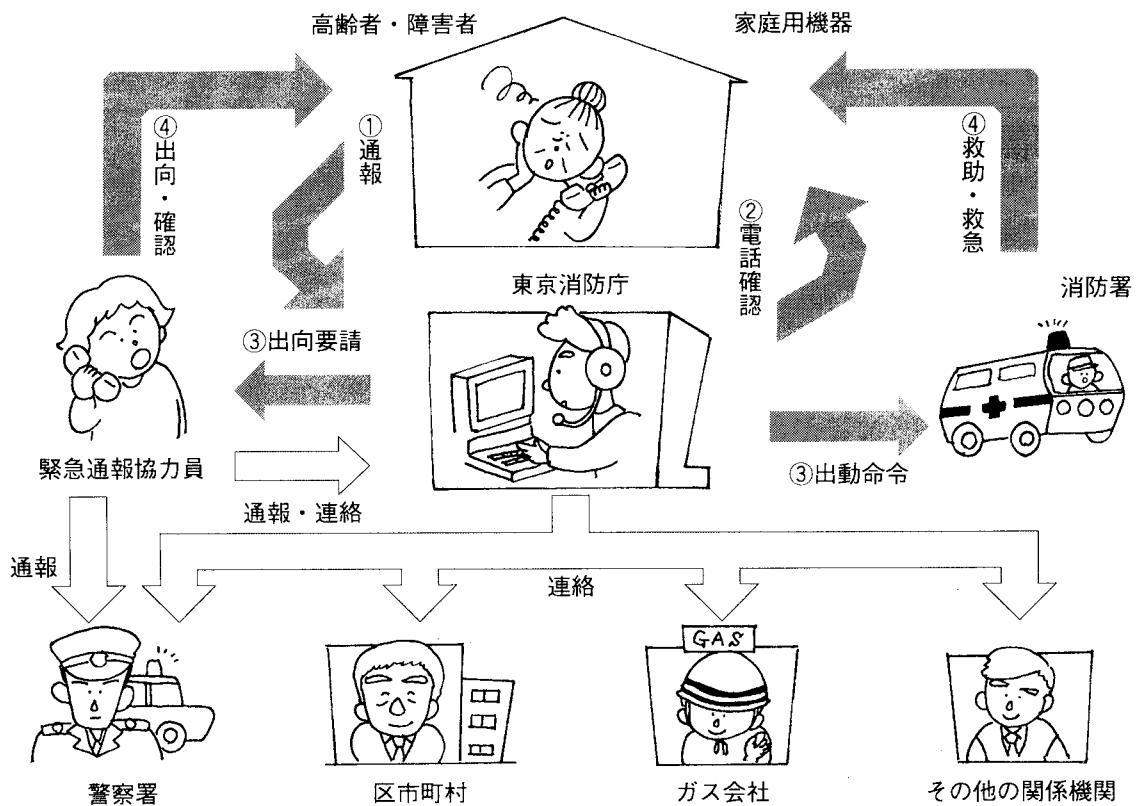
表1-17 日常生活用具の給付

用具の種類及び給付の方法(給付基準額)	性 能 等	対 象 者
1. 特殊寝台 (ギャッジ・ベッド) レンタル 円		おおむね、次のような性能を有するものであること。 ア 使用者の背部又は脚部の傾斜角度を調整する機能を有するものであること。 イ 床の高さが適度又は無段階に調整できるとともに落下防止柵が取付けられ安全の確保が配慮されたものであること。
2. マットレス 給 付 41,200円		長時間の連続使用に耐え得るほか、保湿及び内部の湿気の放出等についても、十分配慮されたものであること。
3. 難燃性寝具 給 付 61,800円	 	難燃性寝具は、防炎加工された材質で製造されたもので、財団法人日本防炎協会に設置する防炎製品認定委員会において、認定ラベルの貼付がなされているものであること。
4. 体位変換器 給 付 15,000円		介助者が高齢者の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。
5. エアーパッド 給 付 82,400円		褥そうの防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるものであること。又は、水等によって減圧による体圧分散効果をもつ、ウォーターマット等を給付することができる。
6. ベッド用 テーブル 給 付 36,100円		ギャッジ・ベッドで、背を起こした状態のまま使用できるものであること。
7. 移動用バー 給 付 45,400円		ベッドサイドに取り付けるバーで、ベッドサイド回りでの移乗動作の際に手掛かりとなるものであること。
8. 腰掛便座(便器) 給 付 51,500円		高齢者の排便のために便利なものであること。ただし、便座によりがたい場合は、ポータブルトイレを給付することができる。

用具の種類及び給付の方法(給付基準額)	性 能 等	対象者
9. 特殊尿器 給付 154,500円		尿が自動的に吸引されるもので、高齢者又は介護者が容易に使用し得るものであること。
10. スロープ 給付 50,500円		工事を伴わずに、しっかりと固定することができ、安全な利用のために十分な強度を有するものであること。
11. 歩行支援用具 給付 53,600円		おおむね次のような性能を有する手すり等であること。 ア 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助等の目的に適合するものであること。
12. 入浴補助用具 給付 90,000円		入浴に際し、座位の維持、浴槽への入水等の補助が可能な用具とする。ただし、浴槽での入浴が困難な場合は、ポータブル浴槽を給付することができる。
13. 入浴担架 給付 133,900円 レンタル 可能		高齢者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。
14. 洗髪器 給付 23,700円		入浴困難なねたきり高齢者の洗髪に便利なもの
15. 介護用リフト 給付 257,500円 レンタル 可能		高齢者の身体機能等を十分踏まえたものであって、ねたきり高齢者等の移動を容易にするものであること。 ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。
16. 安全杖 給付 21,700円		多点杖又は把手の握りの他に腕、ひじ、脇等で体重を支えることのできる杖であり、杖の先が確実に地面をとらえ、滑らないものであること。
17. 歩行器 給付 35,100円 レンタル(月) 3,000円		高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであること。
18. 車いす レンタル(月) 円		高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。 ただし、歩行機能を電動車いすによらなければ、代行できない場合は、電動車いすを含む。
19. 空気清浄器 給付 51,500円		室内の空気の消臭・殺菌に効果のあるものであること。
20. 痴呆性高齢者 徘徊感知機器 給付 139,000円 レンタル 可能		徘徊を伴う痴呆性高齢者が屋外へ出ようとしたとき、出口に設置したセンサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報することができる機器であること。

資料：柏江市福祉部在宅福祉課（H8年度）シルバーガイドブック

図1-4 緊急情報システム



注：障害者の場合、地域により民間の通報センターを利用したシステムもある

## 第3節 介護と家政

### 学習のポイント

- ・家族員の生活時間を探る、家事・介護労働がひとりにかたまらないようにそれぞれ考えていく基礎とする。
- ・高齢者の余暇時間の過ごし方を理解する。
- ・休息の重要性を知る。

だれもが人間として自分らしく生きていくためには、生理的欲求、精神的欲求、社会的欲求やさらには文化的欲求が満たされてはじめて、その人らしい生活が維持していけると思われる。

介護を受ける対象者とは、この朝起きることから夜寝るまでのさまざまな生活行為が一部または、全面的にひとりでは成り立たない人達である。つまり、他者の援助が必要な人達である。

よく「介護は真心だ」と言われているが、本当に真心だけで介護ができるのか？真心を具体化していくことが必要である。

在宅生活を可能な限り継続しQOL（生活の質）を維持、向上させていくためには、人間関係や生活行為を成立させる技術と家政を中心とした生活技術を基に、その人がその人らしく望む生活を再構築していくことにある。

在宅で「生活の快」を可能にしていくには家事機能の維持と拡大をはかることが必要である。しかし、今までの背景もあると思われるが家事を軽視する風潮があり（介護保険の報酬にもはっきり現れている。）プロがする仕事とは、認められていないのが現状である。

家事援助をするにあたっては、利用者のADLの状態や健康の状態、栄養の状態等の身体状況や経済状況等を考え合せていかなければならない。

それをきっちり行うことは難しいことである。みようみまねで適当にするのではなく、やはり、正確な基礎を学んで家事援助を行っていくことが望まれる。

### 1 生活時間

家庭生活の時間をここでは次の三つに分類し、特に高齢者の生活時間と、家庭内で介護を中心になっている介護者の介護時間を見てみたい。

#### （1）家族の介護時間

高齢になると日常生活能力はあっても、少しづつ不便を感じてきている。高齢者もいっしょに生活をしている場合、家族がそのほとんどの世話を担っている。第2節のところで示した様に、配偶者や娘、嫁である。その時間を見ると、障害のない高齢者であっても、毎日2～3時間以上が25.9%となっている。それが要介護高齢者となると65.5%となる。

必要な時に手を貸すといつても、その時間が決まっているわけではなく、時間的な問題

もさることながら、昼夜時間を問わず、目をはなすことが出来ないという問題をかかえている。

充分に地域福祉資源を活用し、その上でどうしても家族にたよらざるをえないものは家族員、全員で出来ることを分担し、ひとりだけに負担がかからないようにして介護疲れをなくし、良い精神状態で生活していくことが望まれる。

表1-18 生活時間調査表

No.	男 女	年齢	平成 年 月 日	職 業	氏 名
0~2					
		10 20 30 40 50	1時	10 20 30 40 50	生理的生活時間 睡眠(昼寝含む)、食事、 身じたく
2~4		10 20 30 40 50	3時	10 20 30 40 50	
4~6		10 20 30 40 50	5時	10 20 30 40 50	
6~8		10 20 30 40 50	7時	10 20 30 40 50	+ 分 + 分 + 分 + 分 等 小計 分
8~10		10 20 30 40 50	9時	10 20 30 40 50	労働時間 すい事、洗濯、掃除、 買物
10~12		10 20 30 40 50	11時	10 20 30 40 50	
0~2		10 20 30 40 50	1時	10 20 30 40 50	
2~4		10 20 30 40 50	3時	10 20 30 40 50	+ 分 + 分 + 分 + 分 等 小計 分
4~6		10 20 30 40 50	5時	10 20 30 40 50	余暇 テレビ、読書、新聞、 趣味
6~8		10 20 30 40 50	7時	10 20 30 40 50	
8~10		10 20 30 40 50	9時	10 20 30 40 50	
10~12		10 20 30 40 50	11時	10 20 30 40 50	+ 分 + 分 + 分 + 分 等 小計 分
					合 計 1440分

- ①朝起きた時から夜寝るまでを記入する。
- ②残りを睡眠時間とする。
- ③勤務している場合、通勤時間は労働時間の所に入れる。
- ④ながらの時間は、どちらか主な時間にする。あるいは、時間を分ける。
- ⑤買物も、生活用品か趣味かにより、区分が違ってくる。

表1-19 生活時間調査

時 間	内 容	時 間	内 容
11:30~7:30	睡 眠	~	
		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	
~		~	

家族の生活時間を調査し、家族いっしょに出来るものは、出来るだけ、まとめて同一時間、一回で終るように家事労働の軽減をはかる。あるいは、各自出来ることは、家族員が協力して行う。

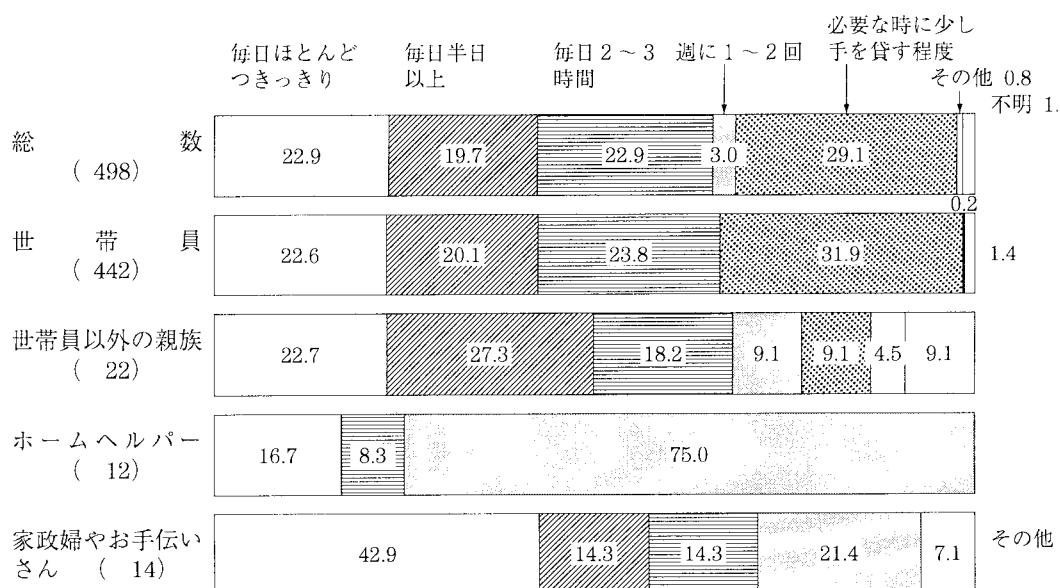
たとえば、食事の時間にしても、なるべく時間を決め、1回で全員が食べおわるようにし、自分の部屋は自分で掃除することなどである。

表1-20 世話にかかる時間

	総 数	毎 日 ほ と ん ど づ き つ き り	毎 日 半 日 以 上	毎 日 2 ~ 3 時 間	週 に 1 ~ 2 回	貸 す 程 度 必 要 な 時 間 手 を に 手 を	そ の 他	不 明
要介護高齢者	100.0 (3,129)	5.4	5.5	21.6	3.3	61.0	0.6	2.6
要介護高齢者	100.0 ( 498)	22.9	19.7	22.9	3.0	29.1	0.8	1.6
軽い障害のある高齢者	100.0 ( 739)	2.4	2.6	22.2	6.0	62.6	0.9	3.3
障害のない高齢者	100.0 (1,893)	1.9	3.0	21.0	2.4	68.8	0.4	2.5

資料：東京都高齢者福祉施策の概要'95

表1-20-(2) 世話にかかる時間



資料：東京都高齢者福祉施策の概要'95

### (2) 高齢者の生活時間

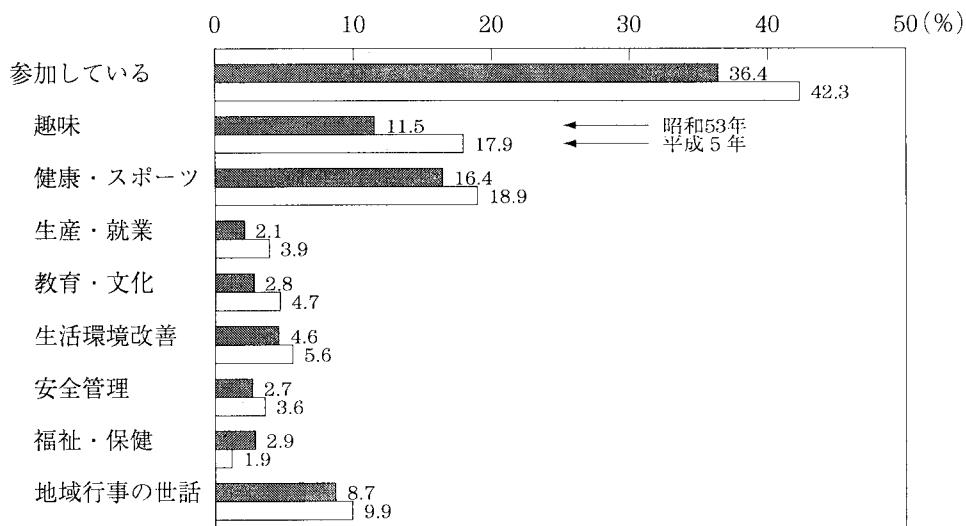
健康である程度豊かな高齢者の場合、職業生活をおえ、今まで無かった余暇時間を、余暇活動や地域社会等への参加により社会との関わりを保っていきたいという姿勢がみられる。一方では、地域での活動にも参加していざ、テレビやラジオ、休養が余暇時間の主になっている者の割合が高い。これは現在の高齢者は、戦争、戦後、高度経済成長期の中心的担い手として、いっしうけん命に働くことを要求され、余暇を楽しむ余裕などなかつた。そしてある日、定年になり、今日から毎日が日曜日となつても、何をして時間をつぶしてよいのかわからず、又、特にやりたいものもないといった無関心層が多いことが背景のひとつとしてあげられる。

### (3) 高齢者の余暇時間

高齢者の余暇時間は高齢になるほどふえている。その内容は、趣味、娯楽、スポーツ、社会的活動等自分から積極的に参加したり、身体的活動を伴う「積極的余暇活動」から、テレビや新聞、休養、くつろぎなど、身体的活動を伴わない「消極的余暇活動」へと、うつっている。

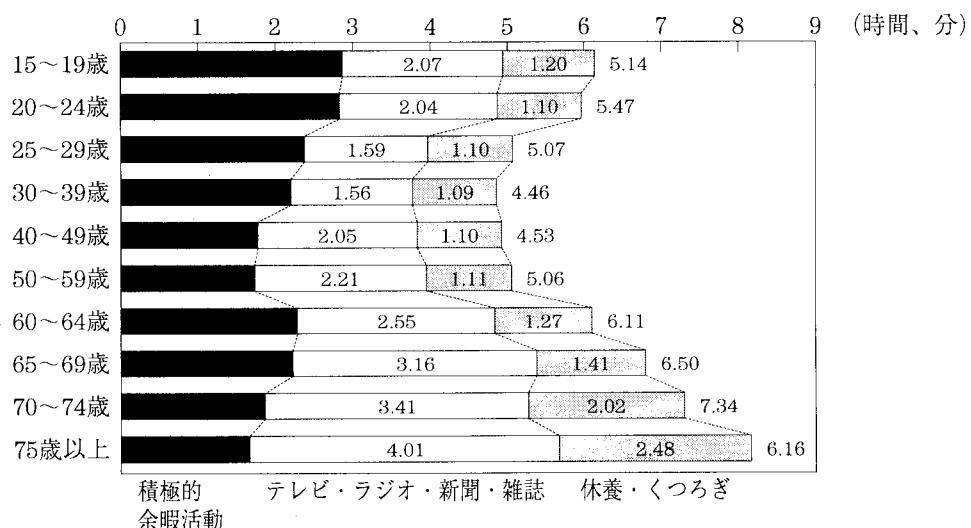
高齢になるにしたがって「動から静」へと受け身、消極的になってきていくことが、現れている。

表1-21 高まる余暇活動への参加率



- (備考) 1. 総務庁「高齢者の地域社会への参加に関する調査」(平成5年)により作成。  
 2. 「あなたは、この1年間に、個人でまたは友人と、あるいはグループや団体で自主的に行われている、次のような活動に参加したことがありますか。いくつでもお答え下さい。」との設問に対する回答で、選択肢は、1) 趣味（俳句、詩吟、陶芸等）、2) 健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）、3) 生産・就業（生きがいのための園芸・飼育・シルバー人材センター等）、4) 教育・文化（読書会、子供会の育成、郷土芸能の伝承等）、5) 生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくり等）、6) 安全管理（交通安全、防犯・防災等）、7) 福祉・保健（在宅老人の介護・家事援助、施設訪問、食生活の改善等）、8) 地域行事の世話（祭など地域の催しものの世話等）である。  
 3. 回答者は、全国に居住する60歳以上の男女で、昭和63年2,451人、平成5年2,385人。

表1-22 高齢者の余暇活動はテレビやくつろぎが中心



- (備考) 1. 総務庁「社会生活基本調査」(平成3年)により作成。  
 2. 「1日当たりの活動時間（週平均）である。  
 3. 「積極的余暇活動」とは、学習・研究（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツ、社会的活動、交際・付き合い、および移動（通勤・通学を除く）を合わせたもの。

## 2 介護労働

要介護者のいる家庭の場合、一般的な家事労働の他に介護労働が入ってくる。では、その介護労働を家族のだれが行っているか。前節図1-3 介護者（親族）の状況（主にしている人）でわかるように81.7%（88.7%）が妻ないし嫁・娘で女性である。

一方、家事の夫婦の分担率をみても、妻無職の世帯の99.0%が妻、妻常勤であっても87.7%

と妻が家事を行っている。

現在の日本では、家の多くは女性が担うのが当然のように、共働きの夫婦であっても、妻が家事と仕事の二重に負担をおい、その上もう一つ介護という精神的にも、肉体的にも重労働を強いられることになる。社会福祉の制度を知り、上手に使いながら、家族のひとりに重い負担がかからないように家族員全員で家事労働、介護労働共に分担し、共倒れになるような状況をさけなければならない。

表1-23 妻の就労形態別夫妻の平日の家事分担率

	夫	妻	合計
妻無職世帯	5分 (1.0%)	8時間7分 (99.0%)	8時間13分 (100%)
妻パート世帯	7分 (2.4%)	4時間40分 (97.6%)	4時間47分 (100%)
妻常勤世帯	26分 (12.3%)	3時間5分 (87.7%)	3時間31分 (100%)

表1-23-(2) 妻が無職の世帯の夫妻の家事種類別分担率(週合計)

	夫	妻
炊事など	18分 (1.6%)	18時間21分 (98.4%)
掃除など	50分 (10.8%)	6時間52分 (89.2%)
洗濯など	8分 (1.3%)	10時間23分 (98.7%)
育児・教育	1時間29分 (13.2%)	9時間43分 (86.8%)
買物	1時間21分 (19.6%)	5時間33分 (80.4%)

(大竹他「東京多摩ニュータウン在住の労働者夫妻の生活時間にみる性別役割分担と長時間労働の影響」1992年による)

資料：図説家庭科資料集 実教出版

### 3 介護労働と疲労

#### (1) 休息の重要性

休息(rest)とは、筋の運動がなく、身体のどの部分にも筋の緊張のない状態で、精神的にも無理のない安楽な状態をいう。

人間の生活は活動と休息とがリズムを持ってくり返されている。これによって、健康は保たれているが、何らかの理由で活動が長く続き、休息がとれない状態になった時、心身の疲労が蓄積し、過労に陥り、作業能率は低下し、遂には病気となる。

休息は昼間仕事中は、休み時間に椅子にかけて休む、あるいは、横臥したりするが、最も完全な休息は、睡眠である。

効果的に疲労を回復させるには、睡眠・栄養・入浴などがある。入浴はぬるめのお湯にゆっくりつかることが寝つきをよくする。

#### (2) 睡眠の型

睡眠には次のような2つの基本型(表1-24)がある。人によりこれに変化が加わる。

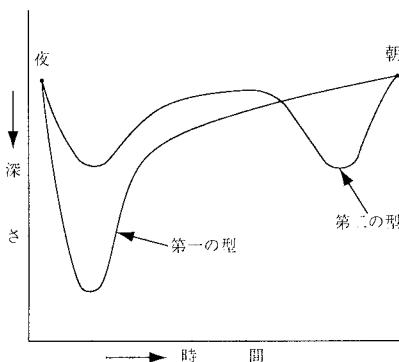
## ①宵型

睡眠が眠りはじめてから15分くらいから急に深くなり、1時間くらいで深い眠りにはいる型である。このような睡眠の型の人は、朝から元氣がでて仕事の能率をあげることができる。一般に老人にはこの型が多いといわれる。

## ②朝型

睡眠がゆっくり深くなり、もっとも深い睡眠になるには1~2時間以上も必要とする。この場合の深さは宵型よりも浅い。そして朝方になって再び眠りが深くなる型である。このような睡眠の型の人は、午前中調子が悪く、午後から元氣がでて仕事の能率をあげることができる。一般に、子供や神経質の人にはこの型が多いといわれる。

表1-24 睡眠の2つの型



## (3) レム睡眠とノンレム睡眠

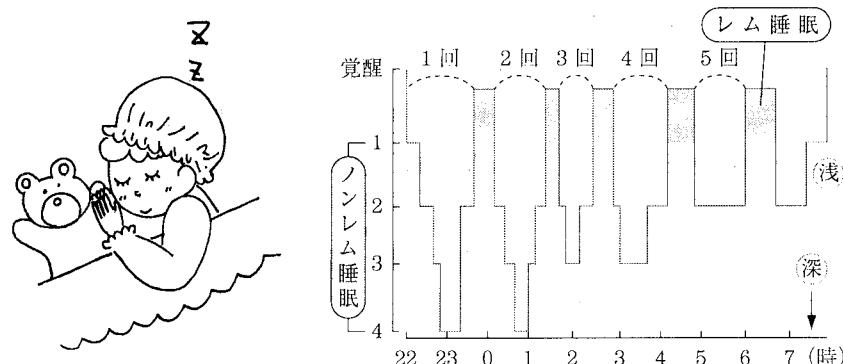
- 人の眠りにはレム睡眠とノンレム睡眠がある。
- レム睡眠 (rapid eye movement) とは、急速眼球運動睡眠といい、脳を活性化する眠りである。
- ノンレム睡眠 (non REM 睡眠) は、脳を休ませる眠りである。深いノンレム睡眠は細胞分裂を促す成長ホルモンの分泌を活発にする。

眠りはじめ1~2分のまどろみ状態から次第に深く寝入り、外からの刺激に対して覚醒しにくくなり、90分くらい経過する。睡眠の時間はこのふたつをくり返し、時間の経過とともに、次第に浅くなり、朝の目ざめになる。

生活パターンが多様化している現代では、自分のリズムに睡眠時間を確保することは難しい。しかし、睡眠は脳や体の健康にとって大切な本能的行動なので、できれば自分なりの規則正しい生活を送れるようにする。

よる23時から24時にかけて体温が急激に下がる数時間は最も深い眠りが得られるといわれているので、その日のうちに眠られるようにするとよい。

表1-25 レム睡眠とノンレム睡眠



睡眠中はノンレム睡眠とレム睡眠が交互に発生しています。100分前後で1回のノンレム睡眠・レム睡眠のセットが、一晩に何度か繰り返されて朝を迎えます。

資料提供：ロフター(株) 快眠スタジオ

## 第4節 家事労働

### 学習のポイント

- ・家事労働の種類や特徴を知り、能率的に行う方法を学び、生活に取り入れていけるようとする。
- ・仕事を能率的に楽にする姿勢や物の配置等を学び、仕事を円滑に行える能力をやしなう。

### 1 家事労働の種類

健康で文化的な生活をしていくための衣・食・住生活はもとより、乳幼児の保育、教育、また高齢者や病弱者の介護、社会生活を円滑にしていくために必要な冠婚葬祭、親戚や近所とのつき合いなど種々である。

### 2 家事労働の特徴

- ・ 家事労働の一般的性格は、生活のすべてが含まれているため、数が多く、分類が困難である。偶発的・頻発的に起こることが多く、1日の仕事が計画的にできることは少ない。
- ・ 作業標準がなく、家族が行っている場合は、特別な技術や技能を必要としないため、それに対してお金を払うという意識はまだまだ薄い。
- ・ 家族人員数・構成、職業や健康状態、生活状態等によって量・質的に違いが出てくる。
- ・ 専門的な知識や優れた技術を持っているとはかぎらないので、各家庭において、かなり個々の能力によって差がある。
- ・ 社会の変化とともに家事労働も変化してきているので、家族全員が参加し、相互の協力が必要である。

### 3 家事労働の能率

能率とは、目的に対して最も適当な手段がとられている状態をいう。

能率をあげるということは、最小の時間・労力・物質を用いて最大の効果をあげることである。

能率的な家のし方 能率とは

能率とは、いろいろな仕事をするのに

- ① 少ない時間で (はやく)
- ② 仕上げはりっぱに (よく)
- ③ 少ない労働力で (らくに)
- ④ 物も金も少なく (やすく)

仕上げることである。

そのためには

むだ		三むで行う
むら		
むり		

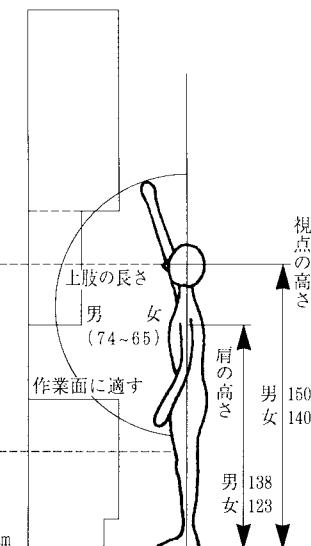
## 4 家事労働の能率化（合理化）

### （1）個人的方法

- A 家事技術の習熟
- B 作業方法、作業方法の改善
  - a 仕事の計画
    - イ 生活時間割りの作成
    - ロ 家事労働の目的を整理する
    - ハ 家族全体の生活態度を整理する
  - ニ 作業の段取りをする
    - （作業の分析をする）
  - ホ 機械と設備を適性にする
- b 仕事はリズミカルにする
- c 2つの仕事を1つの仕事に置き換えていく
- d 道具の利用、適正な照明
- e 収納を合理的に

表1-26 収 納

収 納 区 分							収納形式
寝 具 類	衣 料 品	食 器 食 品	書 籍	鑑 賞 品	品 貴 重 品	樂 器 類	引き違い戸 開 ji
稀 用 品	稀 用 品	保 存 食 品 予 備 食 品	稀 用 品	稀 用 品			引出しがた
旅 行 用 品 予 備 寝 具	季 节 外 品 稀 用 品	季 节 外 器 具 稀 用 品	消 耗 品 ス ト ッ プ	貴 重 品	稀 用 品	引き違い戸 開 ji	
実 用 寝 具 毛 布	まくら ねまき 寝 具 類	帽 子 上 衣 オーバ 子 供	かん詰 め 中小びん類	小 中 型 版		スピーカー 類	
				常 用 書 籍 中 型 判	鑑 賞 品 テ レ ビ な ど	引出しがた	
		衣 服 ズ ボ ン ス カ ー ト	小 物 調 味 類 は し し フ ォ ー ク ス プ ー ソ	小 型 鑑 賞 品	ラ ジ オ アンブ 類 プレイヤー な ど	引出しがた	
				文 房 具			
		和 服 類	大 び ん た た る 米 び つ 炊 事 用 具	大 判 稀 用 品 ファイ ル 類	稀 用 品 貴 重 品	レ コ ー ド キ ャ ピ ネ ッ ツ	引 違 い 戸 開 戸 適
							幅 木



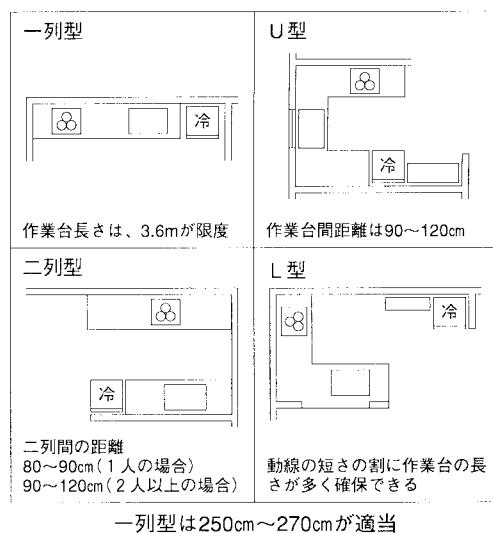
資料：人間工学 長町三生 朝倉書店

## C 施設、設備、配置と寸法

図1-6 台所作業台の配列 能率的な作業台配列

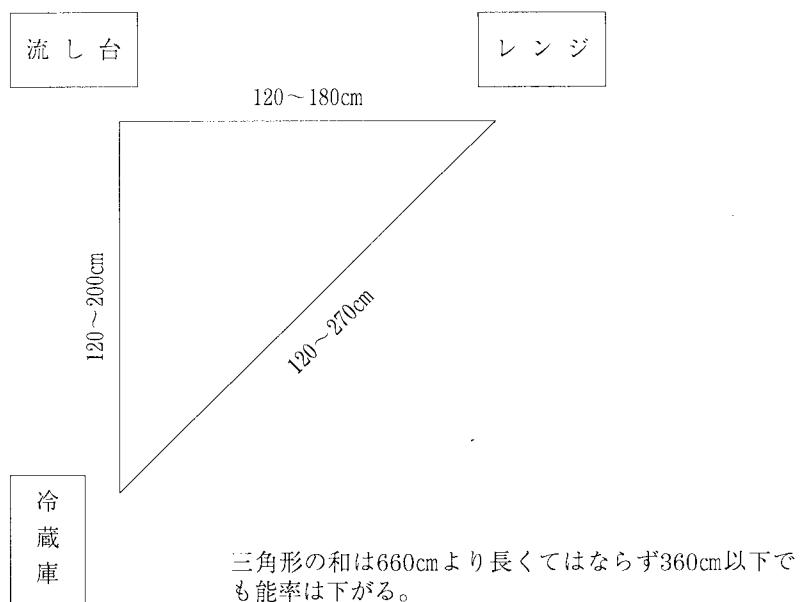
C-1 キッチンの広さ、出入口、食卓の位置等の条件に影響される。

作業台の配列は



C-2

図1-7 作業動線 作業の三角形

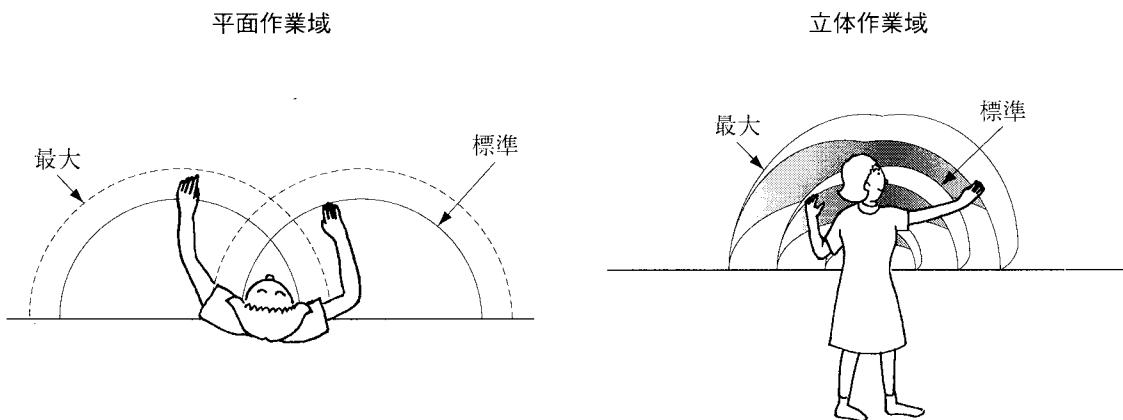


## C-3 作業域

仕事を能率的に行っていくには、労力の一番少ない範囲で仕事をしていく必要がある。

人間がある一定の場所に立って、あるいは座って、身体の各部位を動かした場合、下の図のように軌跡ができる。この領域を作業域という。この作業域には立体作業域と平面作業域とがある。この領域の手を自然にまげた標準作業域の中で仕事をすると能率的である。

図1-8 作業域



## C-4

らくな姿勢で作業をするためには、施設・設備の寸法が、作業を行う人にとって適当でなければならない。

調理台の高さは、J I Sにより、80cmと85cmである。現在、平均身長も伸び、身長の高い人の場合では、これでは低くすぎる。

## C-5

理想の調理台の高さ

$$\frac{\text{身長}}{2} + 3 \sim 4 \text{ cm}$$

しかし、慣れということもあるので、何ら意識をせずに仕事をしている場合もある。

表1-27 流し台、調理台の寸法（日本工業規格）  
(単位: cm)

区 分	寸 法	
	A	B
奥 行	55±0.2	46±0.2
高 さ	80±0.2	80±0.2
けこみ奥行	7±1	7±1
けこみ高さ	9±0.2	9±0.2
パックガードの高さ	9±0.2	9±0.2

C - 6

図1-9 働く姿勢



- D 電化、機械化
- E 材料、用材の利用
- F 家族の協力

(2) 社会的方法

A 社会化

- インスタント食品、レトルト食品、調理済食品（総菜品）、弁当
- 既製服
- ドライクリーニング
- 電気機器の利用
- レンタル、外食、出前、宅配調理
- 紙おむつ等使い捨て、ベビーシッター

B 共同化

- 共同保育
- ドライクリーニング的共同利用（コインランドリー）
- 生活協同組合
- ボランティアによる食事サービス
- 福祉ボランティア

C 公共他

- 学校給食
- 公営住宅
- ごみ処理
- 保育所

このように社会の変化にともなって、家事労働を家族員だけで行うことが、不可能になりつつある。特に女性の社会進出がめざましく、夫婦が共働きの場合、子供の保育や高齢者、障害者等の介護等、限界があり、上手に取り入れていく必要がある。

家事労働を社会化することは、生活を便利にし、労働の軽減をはかるが、安易に取り込むと、家計費の増大、安全性の問題、家族間相互の信頼関係、コミュニケーション等をそこねる場合が生じてくるので、何を社会化し、何を家庭内に残すか、慎重に取り組む必要がある。

互助組織による場合などは、分担協力という新たな仕事が生まれるため、最初から考慮しておくことである。

# 第5節 家事援助の実際

## 学習のポイント

- ・消費者の権利や制度を知り、実生活に生かしていくようにする。
- ・ホームヘルパーの事務範囲と職業倫理を知り、信頼関係に基づいた業務ができるようになる。

## 1 家庭管理

### (1) 消費者の権利

1962年3月15日にケネディ大統領がアメリカ連邦議会に提出した「消費者の利益保護に関する大統領特別教書」の中に「消費者の4つの権利」を宣言した。

消費者の4つの権利とは

- ① 安全を求める権利、② 知らされる権利、③ 選択する権利、
- ④ 意見を聞いてもらう権利である。

その後75年にフォード大統領が⑤「消費者教育を受ける権利」をつけ加えた。

国際消費者機構（I O C U）は⑤は重複するが⑥生活の基本的ニーズが保障される権利⑦補償される権利、⑧健全な環境の権利をつけ加えた。

I O C Uの消費者の8つの権利

#### 1 安全を求める権利 (The right to be safe)

健康や生命を脅かす商品から守られること。

#### 2 知らされる権利 (The right to be informed)

虚偽の広告や不当な表示から保護され、確かな事実を知らされること。

#### 3 選ぶ権利 (The right to choose)

あらゆる商品やサービスを競争価格のもとで入手できること。

#### 4 意見を聞いてもらう権利 (The right to be heard)

消費者の意見が行政や事業者に十分反映されること。

#### 5 消費者教育を受ける権利 (The right to consumer education)

合理的かつ賢明な意思決定をして市場に参加でき、さらに、るべき生活環境を自ら作りあげる能力が開発される教育を、誰もが受けられること。

#### 6 生活の基本的ニーズが保障される権利

#### 7 補償される権利

インチキ商品やサービスから被害を受けた時、補償される。

#### 8 健全な環境の権利

安全が脅かされることなく、危険でない、しかも人間としての威厳と安寧が保障される環境で生活し働くことができる。

I O C Uでは消費者が権利を主張するだけでなく、消費者の果たす義務として

- 1 批判的意識をもつ責任 2 自己主張をし、行動する責任
- 3 社会的関心をもつ責任 4 環境への自覚の責任
- 5 消費者として団結し連帯する責任

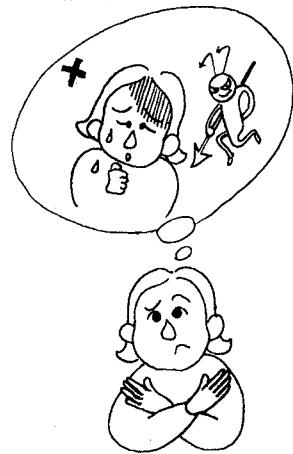
をあげている。

図1－10 消費生活条例と消費者の権利

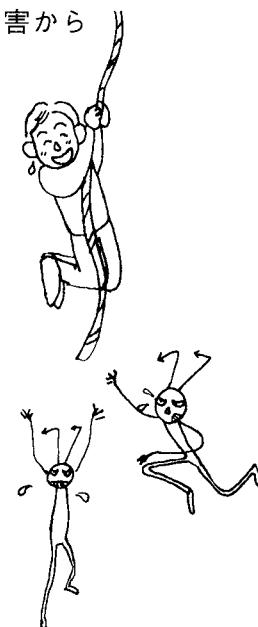
【条例を支える6つの柱】

東京都消費生活条例は、第1条で消費者の権利として、以下の6つの権利を掲げ、各種の行政施策を通じて、その確立に向けて努力していくという、都の基本姿勢を内外に示している。

① 生命及び健康を  
侵されない権利



④ 不当に受けた被害から  
救済される権利



② 適正な表示を  
行わせる権利



⑤ 情報を速やかに  
提供される権利



③ 不当な取引条件を強制されず、  
適正な取引行為を行わせる権利



⑥ 消費者教育を  
受ける権利



## (2) 物価指数

物価指数とは価格の総合的な動きをはかるもので、卸売段階の価格の変動は卸売物価指数、輸出入に関わるものは、輸出、輸入物価指数、企業間の取引する物価指数の全体として総合卸売物価指数がある。また、小売り段階での価格の変動は消費者物価指数であらわされており、ここでは、消費者に直接かかわる消費者物価指数についてふれていく。

## 消費者物価指数

消費者物価指数とは、ある基準時での物価水準を100とし比較時の物価水準を100に対する比例数として表している。

すなわち、基準時に買物したものと同じ物を現在買うとすれば、どれだけかかるかという固定バスケット方式をもとにつくられている。

現在の基準時は1995年である。

図1-11 固定バスケット方式

基準時



支出金額 13,920円

比較時



支出金額 14,762円

資料：図説家庭科資料集 実教出版

この考え方を基に指数组目の価格変動に家計費への影響（ウエイト）を加味したラスパイレス方式（基準時加重平均方式）を用いる。

指数组目とは

総理府は、家計全体の支出の中で支出額の大きい商品を何品目か選ぶ、これを指数组目といい、米、牛乳、卵等、1995年では、580品目である。

ウエイト（加重値）

各品目でも生活に影響する程度はさまざままで、家計の消費支出を10,000として、各品目の支出額比率により、算出している。

表1-28 ウエイトをつける理由

わかりやすくするために、米、豚肉、みその3品目で物価指数をつくるとしよう。今月は基準時に対して、米10%、豚肉30%値上がりしたとする、基準時100に対して価格指数は110、130になる。また、みそは逆に10%値下がりしたとすると90になる。単純平均では  $(110+130+90) \div 3 = 110$  となり物価は10%上昇ということになる。

$$\begin{array}{r} + \\ \text{110} \\ + \\ \text{130} \\ + \\ \text{90} \\ \hline 3 \\ - 110 \end{array}$$

しかし、家計支出上この3品目の重要度は必ずしも同じではない。基準時の支出割合は米6、豚肉3、みそ1だったとすると、この割合をウエイトとして計算する。

	$110 \times 6$		$130 \times 3$		$90 \times 1$	114
						$6 + 3 + 1$

となり、単純な平均より4%多くなった。この方式を“ウエイトをつける”といい、統計用語では加重平均ということばを使っている。

米類(168)	食パン(45)	豚肉(70)	公営家賃(53)
婦人ぐつ(31)	キャラメル(1)	じゃがいも(10)	
子どもシャツ(9)			洗たく機(10)

資料：図説 家庭科資料集 実教出版

表1-29 消費者物価指数

消費者物価指数（東京都区部）（平成7年=100）													
年 月	総 合	対前年比・ 対前月比	対前年同月比	食 料	住 居	光 热	家 具・ 水 道	被服及 び履物	保 険	交 通	教 育	教 養	諸 雜 費
平成4年	98.4	1.9		99.7	94.3	97.7	105.4	105.4	98.7	99.1	91.6	98.7	96.7
5年	99.6	1.2		100.7	97.5	97.5	104.5	103.2	99.1	99.2	94.9	100.6	98.2
6年	100.3	0.7		101.4	99.6	98.4	101.9	100.8	99.4	98.7	97.8	101.5	99.3
7年	100.0	-0.3		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1000	100.0	100.0	100.0	100.0
8年	100.0	0.0		99.8	99.8	99.2	97.1	101.0	100.8	100.8	92.6	99.0	100.5
平成8年 2月	99.7	-0.1	-0.3	99.9	99.9	98.6	98.4	97.4	100.1	100.1	100.5	99.2	100.3
3月	99.8	0.1	-0.2	99.7	99.9	98.6	98.1	99.5	100.1	101.1	101.3	99.1	100.5
4月	100.3	0.5	0.2	100.5	99.8	98.7	97.7	101.8	101.1	100.9	103.1	99.4	100.2
5月	100.4	0.1	0.1	100.5	99.7	98.7	97.2	103.6	101.1	100.8	103.1	99.6	100.9
6月	100.0	-0.4	-0.1	99.5	99.7	98.7	96.9	102.9	101.1	100.8	103.2	99.0	100.9
7月	100.0	0.0	0.4	100.0	99.7	99.6	96.7	100.7	101.1	100.8	103.2	98.9	100.8
8月	99.9	-0.2	0.0	99.7	99.8	99.6	98.7	98.0	101.0	101.0	103.2	99.0	100.4
9月	100.0	0.2	-0.4	99.7	99.8	99.6	96.3	101.9	101.0	100.7	103.2	98.6	100.4
10月	100.1	0.1	0.0	100.1	99.8	99.9	96.0	102.0	101.0	100.7	103.2	98.6	100.6
11月	99.8	-0.3	0.1	98.8	99.8	100.0	96.0	102.7	101.0	100.6	103.2	98.9	100.5
12月	99.9	0.1	0.2	99.5	99.8	100.0	96.1	102.6	100.8	100.2	103.2	98.7	100.7
平成9年 1月	99.8	-0.1	0.0	99.8	100.0	100.2	95.8	97.4	100.7	100.3	103.2	98.8	100.5

資料：総務省統計局

消費者物価指数は全国と区部があり、指数の表し方も、総合、対前年比、対前月比、対前年同月比、その他10項目別に出される。

### 消費者物価指数の計算

指数组目を価格調査し、わかった小売価格を各品目ごとに

$$\frac{\text{価格指標} \times \text{その品目のウエイト}}{10,000} \text{ の計算をし、}$$

それを合計する。これがその時点の消費者物価指数である。

### 価格調査

指数组品目の調査は、特定の銘柄を毎月決まった調査日に決まった調査店舗で、平常時の小売価格またはサービス価格を調査する。(毎月12日を含む週の水・木・金のうち1日、生鮮食品については1カ月3回)

#### 調査日

調査店舗…各調査地区内で当該品目の販売量の最も多い店 約3万店舗

販売価格…平常時的小売価格、または、サービス価格

品目…約23万品目(1995年、指数组品目580品目)

### (3) POSシステム (Point of Sales System)

POSシステムとは、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで、商品についているバーコードをスキャナー(自動読み取り装置)で読み取ることにより、商品の売れゆき情報をコンピュータに入力し、その後の商品生産・販売戦略に役立てる、販売時点情報管理システムのことである。情報内容は商品名・数量・販売時間帯・購入者の年代・性別などであり、こうした情報をもとに品揃え、商品陳列を決定したり、販売計画、価格設定計画など販売戦略に役立てる。省力化、商品管理の効率化など売り手側にメリットが大である。消費者にとっても、レシートから購入品目のチェックができ、レジの打ち誤りがなくなるメリットがある。しかし、商品にバーコードだけで消費者が手にとって、すぐわかる値札がない。値下げ商品なのにレジでの対応ミスなどもあるので、必ずチェックを忘れないようにしたい。

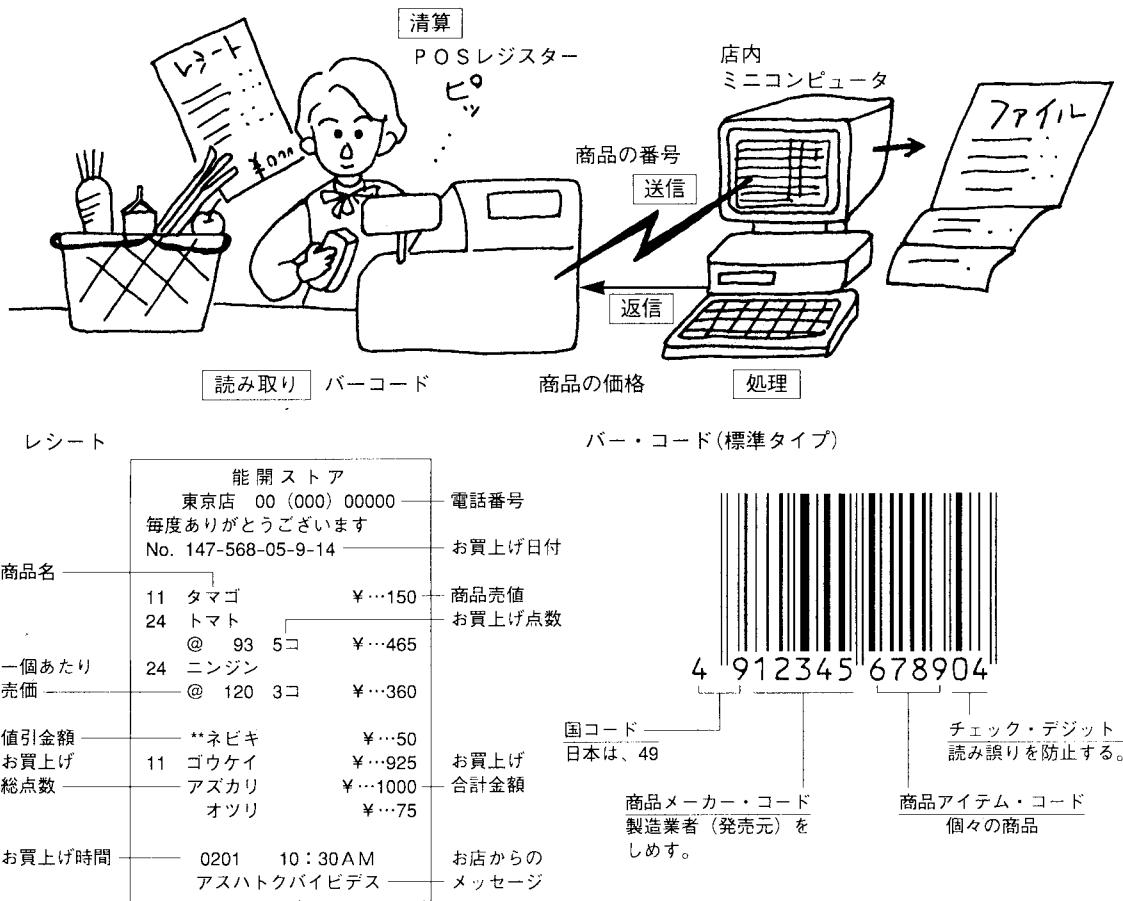
バーコードをつくり出したのはアメリカで、現在日本のスーパーとコンビニで使われているのは、JAN(ジャパンーズ・アーティック・ナンバー=通称ジャン)コードである。これは、世界共通のコードで、JANコードの標準タイプは13桁である。短縮タイプもある。最初の2桁はフラッグと呼び国を識別するコードで日本は49である。各国の国コードはベルギーにある国際機関EAN本部で管理されている。

図1-12 JANコードの体系(標準タイプ)



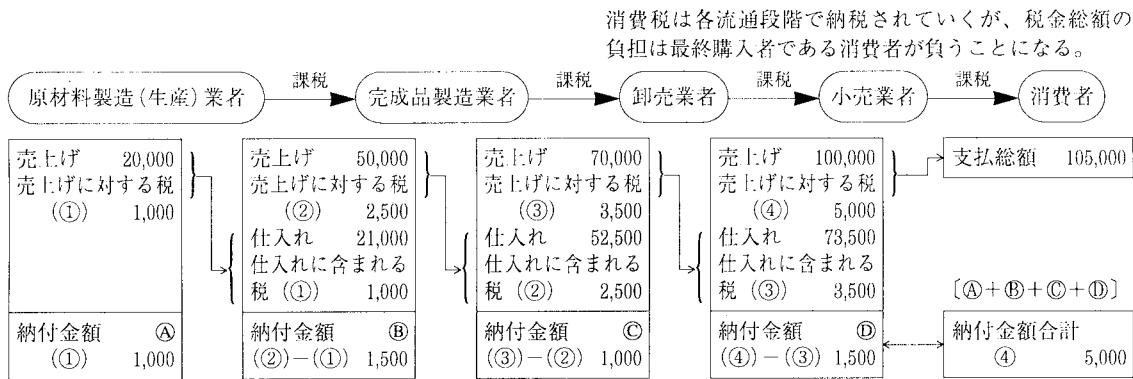
資料：図説家庭科資料集 実教出版

図1-1-3 POSシステム (Point of Sales System)



資料：図説家庭科資料集 実教出版

図1-1-4 消費税のしくみ



## (4) 製造物責任（PL）法

製造物責任（PL）法とは、Product（製造物）Liability（責任）の略で、1995年7月1日以降に出荷された製品から適用されている。目的は欠陥商品により消費者が被害を受けた時、製造業者等に損害賠償責任を負わせるための法律である。直接の目的は被害者の救済である。しかし、結果として安全な商品が市場に出まわることが期待されている。

表1-30 製造物責任法

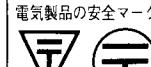
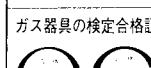
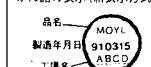
製造物責任法 (平成六年七月一日法律第八十五号)	
(目的)	<b>第一条</b> この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)	<p><b>第二条</b> この法律において「製造物」とは、製造又は加工されて動産をいう。</p> <p>2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用状態、その製造者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係わる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。</p> <p>3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）</li> <li>二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者</li> <li>三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係わる形態その他の事情からみて、当該製造物のその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者</li> </ul>
(製造物責任)	<b>第三条</b> 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したもののが欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。
(免責事由)	<b>第四条</b> 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。</li> <li>二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する表示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。</li> </ul>
(期間の制限)	<b>第五条</b> 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。
	2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。
(民法の適用)	<b>第六条</b> 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。
附則	<p>(施行期日等)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。</p> <p>(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)</p> <p>2 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）」を「、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）」に改める。</p>

(5) かしこい消費者

安全で快適な消費生活を営むためには、品質の良い安全性の高い商品を選びたい。そこで商品を見分けるために表示やマークがある。

- ・品質表示を確かめる。

表1-31 商品を見分ける表示・マーク

法律に基づくマーク				自主マーク				
	マーク	法律	内容	対象	マーク	団体	内容	対象
① 義務 マーク	Sマーク 	消費生活用品 安全法	やけどやけがなどの危険性が特に高い特定製品に表示。	(A) ヘルメット ベビーベッド 登山用ロープ (B) びん詰炭酸飲料	損害賠償制度を示すマーク	S Gマーク 	製品安全協会	対人賠償責任保険(最高2,500万円)がある。
	電気製品の安全マーク 	電気用品 取締法	電気製品による火災や感電事故の防止のため	(甲種) アイロン 洗濯機・掃除機 冷蔵庫・テレビ (乙種) ラジオ・オーディオ		住宅部品のBLマーク 	(財)ベターリビング	住宅部品につく。賠償責任保険(対人最高5,000万円・対物3,000万円)がある。
	計量器の検定マーク 	計量法	取引や証明に使われる計量器にはすべて表示。	業務用はかり ガスマーター 水道メーター タクシーメーターなど		玩具のSTマーク 	(社)日本玩具協会	対人賠償制度(最高1,000万円)がある。
	家庭用計量器のマーク 	計量法	誤差が「計量法」で定められた範囲内であり、表記等が正しい製品に表示。	ヘルスメーター 料理用ばかり 巻尺		玩具のSFマーク 	(社)日本煙火協会	(A) 新製品 (B) その後6ヶ月ごとの検査合格損害賠償責任最高(1億円)がある。
	ガス器具の検定合格証 	ガス事業法 液化石油ガス法	安全な製品であることを示す検定合格証。	瞬間湯わかし器 ガストーブ 風呂がま (A) 都市ガス (B) LPGガス		HAPIマーク 	(社)日本健康治療機器工業会	人身事故の際には最高1億円、被害者1名につき最高2,000万円財物には500万円まで賠償する。
	消火器の検定合格証 	消防法	国家検定に合格した者に表示。	消火器・消防用機械器具		飲用乳の公正マーク 	全国飲用牛乳公正取引協議会	公正競争規約に定められた基準に合格したものに付ける。
② 任意(申請) マーク	かん詰の表示(新表示方式) 	食品衛生法など	缶詰類の製造年月日は2段目に6けたで表示。	缶詰・びん詰	官公庁が認定するマーク例	Gマーク 	(財)日本産業デザイン振興会	デザインの優れた商品に通産省選定としてつける推薦マーク。
	JISマーク 	工業標準化法	品質を一定化し使用を統一するため定められた日本工業規格(JIS)に適合。	衣料品・文房具 事務用品・楽器 台所用品・自動車用品		ウールマーク 	国際羊毛事情局	99.7%以上新毛が使われていることが条件。
	JASマーク 	農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する法律	規格表示マークで各種加工食品・農林水産物に付けられる。	缶詰・しょうゆ マヨネーズ・ハム 一般木材・畳表など	その他	エコマーク 	(財)日本環境協会 「エコマーク事務局」	環境保全商品に付いている。申し込みによる任意マークで協会が認定。
	特殊栄養食品のマーク 	栄養改善法	栄養成分の表示量の適合性を審査して表示許可。	米・小麦粉 マーガリン・高たんぱく食品など		グリーンマーク 	(財)古紙再生促進センター グリーンマーク実行委員会事務局	古紙再利用の紙製品。マーク収集により苗木などを交換できる。

資料：家庭科資料集 実教出版

## (6) ユニットプライシング

単位価格表示（ユニット・プライシング／商品の中味についての、一定量单位×容量、重量、長さ等>当たりの販売価格）によって、大きさ（量）が異なる商品の価格を比較する。

図1-15 ユニットプライシング

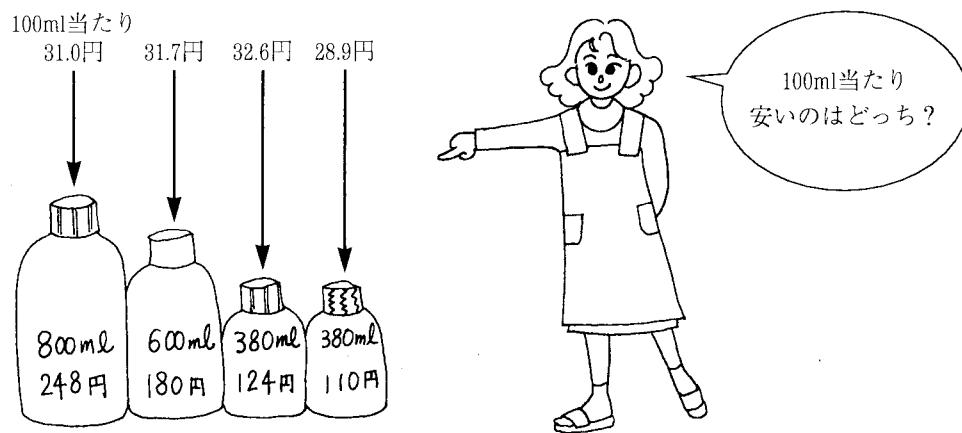


図1-16 単位価格表示の効果

値段の比較がしやすい  
(一見してわかる)

過大過剰包装の追放  
(資源の節約／廃棄物の処理／誇大宣伝)



## (7) クーリング・オフ制度

訪問販売等で、うっかり契約してしまったとき、ほんとうに必要かどうかを冷静に考え直す期間が必要であるという趣旨で定められたものである。

契約の申し込みをした日、あるいは契約をした日を含めて8日以内であれば、(期間は8日～14日まである)書面によって申し込みの撤回や契約の解除が無条件でできる制度である。

## クーリング・オフ制度が利用できない場合

- ・商品を受け取り、現金で全額支払った場合。
- ・使用するとクーリング・オフを行うことができないと告げられたにもかかわらず使用してしまった場合。
- ・乗用車、役務については利用できない。
- ・現金3000円未満のものは、適用されないことがある。

取り扱う郵便局へ提出するクーリング・オフによる  
「契約解除」「申し込み撤回」の書き方（例）

契約解除通知書				
契約年月日	平成 年 月 日	担当	円	営業所
商品名				
契約金額				
販売会社 株式会社				
銀行 支店 口座 号へ				
右の契約は解除します。 なお、支払済の場合は、ただちに 振り込んでください。 商品は早めに引き取ってください。				
平成 年 月 日				
出差人 住所 氏名				
株式会社（信販株式会社） 代表取締役				
殿 氏				

注：簡易書留または内容証明郵便にすること  
(内容証明郵便の用紙は市販している)

## 簡易書留にしたはがき

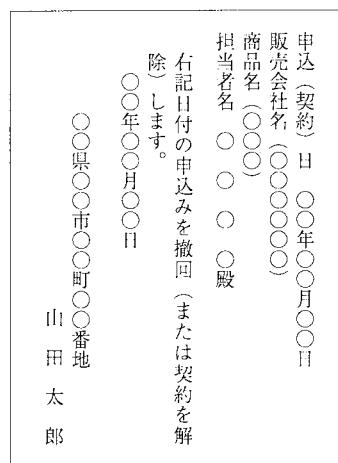


表1-3-2 クーリング・オフ一覧表

	取引内容	期間	適用対象
法律によるもの	訪問販売引 訪問取引	法定の契約書面の交付の日から8日間	指定商品・指定権利・指定役務、現金取引の時は3,000円以上の取引
	割賦販売 クレジット契約	クーリング・オフ制度の告知の日から8日間	店舗外での指定商品に関する取引
	マルチ商法	クーリング・オフ制度の告知の日から14日間	すべての商品・権利・役務
	現物まがい商法	法定の契約書面の交付の日から14日間	指定商品・指定された施設利用権
	海外先物取引	※ 海外先物契約(基本契約)締結の日から14日間	指定取引所における指定商品の取引、事務所以外の場所での取引であること
	宅地建物取引	クーリング・オフ制度の告知の日から8日間	宅地建物取引業者が売り主である宅地建物の売買・店舗外での取引
	投資顧問契約	法定の契約書面の交付の日から10日間	投資顧問業者(許可業者)との契約、ただし清算義務あり
	生命保険契約	第1回保険料支払日から8日間	生命保険契約

資料：図説家庭科資料集 実教出版

## 2 ホームヘルパーの業務

ホームヘルパーの業務を分けると、身体介護に関すること。家事に関すること。相談・助言に関すること。に分けられる。つまり、家事機能の維持・拡大である。

ホームヘルパーが家事援助を行ううえで、身寄りのない独り暮らしの高齢者や、高齢夫婦、あるいは同居であっても、子供夫婦が共働きをしている家族が増えている現在では、本人、または家族に代って行う仕事「代行」という社会的ケアが増えてくる。

### 1) 介護

- ・食事、排泄、衣服の着脱、入浴・洗髪、身体の清潔、通院等の介助、その他必要な身体に直接かかわる介護をする。

### 2) 家事

- ・家事は日常生活において不可欠であり、かなりの技術を要する。プロとして仕事をしていくためには、正確な知識と技術が要求されるが、作業標準が決まっていないため、専門性が評価されにくい。

- ・調理、衣服の洗濯・補修、住居等の掃除、整理・整頓、生活必需品の買い物など、要介護者が快適な生活を送るための環境整備をする。

- ・家事労働の一般的性格は、生活のすべてが含まれているため、数が多く、分類が困難で

ある。偶発的・頻発的に起こることが多く、1日の仕事が計画的にできることは少ない。

・作業標準がなく、家族が行っている場合は、特別な技術や技能を必要としないため、それに対してお金を払うという意識はまだまだ薄い。しかし介護者は、家事をプロとして行っていくために、専門的な知識や優れた技術を習得することが必要である。

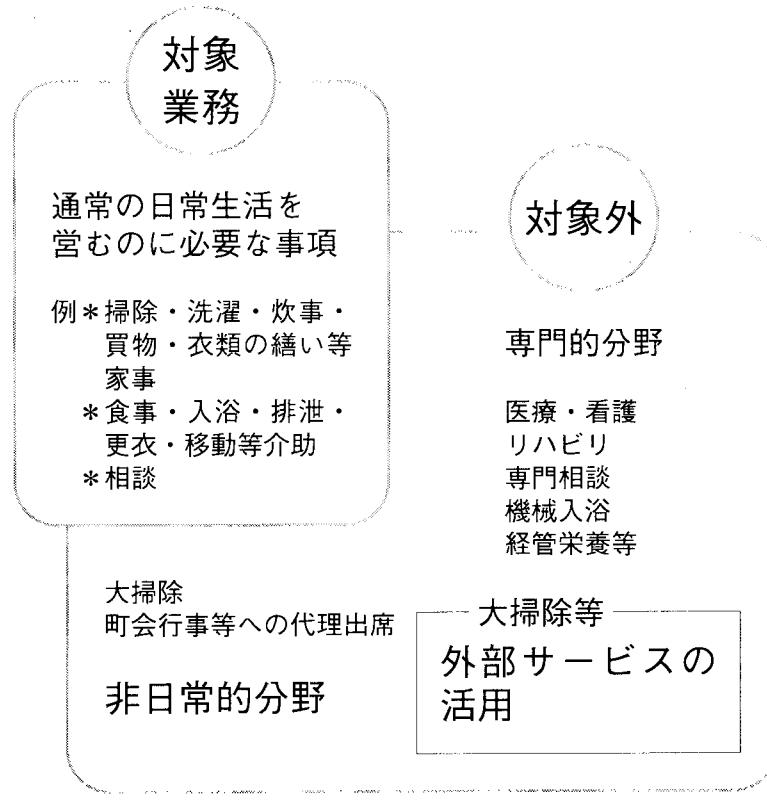
### 3) 相談・助言

- ・生活、身上、介護等に関する相談・助言をする。

## 3 ホームヘルパーの代行業務

- ・年金の受取り
  - ・薬の受取り、服薬管理
  - ・公的機関の手続き
  - ・金銭管理の手助け
  - ・手紙を出す、代書する
  - ・代わりに電話をかける
  - ・家賃等の支払い
  - ・親戚との接触を維持すること 等
- 代行を行う場合、特に金銭に関わること、プライバシーに関わることがより一層高くなるので職業倫理をしっかりと守って信頼関係をくずさないようにしていきたい。

図1-16 利用者のニーズとホームヘルパーの業務範囲の関係



資料：東京都ホームヘルパー手帳

表1－33 介護・看護技術の分類

## (1) 介護職が行う日常生活援助（ADLを中心とした日常生活ケア）

①は、疾病や障害による医療職（医師・看護婦・OT・PT等）からの指示がない限り、  
行える一般的日常生活援助業務。

②は、医療職の指示・指導を包括的に受けて行う業務。

	食事・栄養	献立・調理、食事介助、食リズムの調整 食品購入に関する工夫や相談、食事と水分摂取の工夫・相談 バランスのとれた栄養摂取の工夫・相談
① 一般的 援助	清潔	入浴介助、部分浴（足浴・手浴など）、洗髪、清拭 洗面や歯磨きの介助、口腔ケアや入れ歯の手入れ 入浴方法の工夫・相談、陰部洗浄、爪きり、髭剃り、整髪、耳垢除去
	排泄	トイレ介助、便・尿器の使用、おむつ交換 排尿・排便を促す、便秘予防、排泄方法の工夫・相談
	衣服・リネン	衣服の交換（体にあった衣類の工夫）、 ベッドメーキング、リネン・寝具の交換
	移動動作	補講介助、車いすの移乗・移動の介助、起座の介助、体位変換
	生活リズム	生活リズムの調整、快適な睡眠のための工夫・相談
	その他	眼鏡・補聴器等の手入れ、自助具等の点検、 通院・通所の付添い、安否の確認、安全の確保
② 特別な 援助	食事・栄養	食事療法の献立・調理の工夫 咀嚼・えん下障害のある人に対する食事介助
	清潔	医師からの疾病や障害による特別な指示のある人に対する 保清、ベッソメーキング、リネン・寝具の交換
	排泄	医師からの疾病や障害による特別な指示のある人に対する 排便・排尿の介助
	移動動作	医師からの疾病や障害による特別な指示のある人に対する 車いすの移乗、体位変換、歩行介助、自助運動の介助、関節拘縮予防
	その他	服薬時の援助、褥創予防のための援助、痴呆患者への援助 その他必要な援助

## (2) 看護職が行う看護援助

医師の包括的又は密接な指示・連携のもとに行う医療行為・処置・検査を含む  
相対的な看護業務である。

血圧測定、浣腸、摘便、服薬管理、外用薬の塗布、吸入、排啖ケア、褥創処置・予防  
人工肛門の処置、経管栄養の管理、吸引、食事療法の指導、導尿、膀胱洗浄  
気管カニューレ交換、気管切開患者の管理指導、留置カテーテルの管理  
在宅酸素療法の管理指導、点滴・中心静脈栄養法の管理、  
人工呼吸器装着患者の管理指導、腹膜灌流療法の管理指導、ドレーンの管理指導  
その他

資料：「ホームヘルプサービス業務のガイドライン」東京都福祉局高齢福祉部編

参考資料として日本介護福祉士会倫理綱領をあげておく。

表1-3-4 日本介護福祉士倫理綱領

日本介護福祉士倫理綱領	
	1995年 日本介護福祉士会
<b>前文</b>	
<p>私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。</p> <p>そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。</p>	
(利用者本位、自立支援)	
<p>1. 介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。</p> <p>(専門的サービスの提供)</p>	
<p>2. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。</p> <p>又、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。</p>	
(プライバシーの保護)	
<p>3. 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。</p> <p>(総合サービスの提供と積極的な連携、協力)</p>	
<p>4. 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。</p>	
(利用者ニーズの代弁)	
<p>5. 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。</p>	
(地域福祉の推進)	
<p>6. 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう勤めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。</p>	
(後継者の育成)	
<p>7. 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。</p>	